

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
33	入札説明書	24	11	13_(5)入札価格の記載	「解体撤去費」及び「維持管理・運営費、その他の費用」はそれぞれ表中の予算額を上限とするのようですが、超過した場合は失格になりますでしょうか？	ご理解のとおり、入札説明書に示した条件を満たしていないものとして欠格となります。
34	入札説明書	24	11	13_(5)入札価格の記載	「施設整備費」の予算額は、別途公表される予定はありますでしょうか？	「施設整備費」の予算額を公表する予定はありません。
35	入札説明書	24	17	13_(5)入札価格の記載	「維持管理・運営費、その他の費用」の予算額は、別途金額指定のあるレイアウト変更対応業務費を含みますでしょうか？	「維持管理・運営費、その他の費用」の予算額には、レイアウト変更対応業務費も含まれています。
36	入札説明書	26	8	15_②_ウ_a債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結	契約保証金の額等の元となる本件工事費等には、解体撤去費、埋蔵文化財調査費用は含まれないという理解でよろしいでしょうか？	解体撤去費、埋蔵文化財調査費用を含みます。訂正表をご参照ください。
37	入札説明書	26	16	16_(3)開札	開札時に本人または代理人以外の者(入札書を伝達した使者等)が立ち会うことは可能でしょうか。その場合に委任状は不要でしょうか。	入札者(入札参加者の代表企業)又はその代理人以外の者は入札に立ち会えません。なお、二次資料提出時に委任状を提出していない場合で、その代理人として立会い希望する場合は、開札時に委任状を提出してください。訂正表をご参照ください。
38	(資料-1)事業契約書(案)	3	10	第9条 契約の保証	「施設整備業務契約を締結する前までに、国に対して、本契約締結後最初の施設整備業務契約の締結日から引渡日までの間」とありますが、別紙2の用語の定義に従い、最初の施設整備業務契約の締結日は事業契約締結日という理解でよろしいでしょうか。	必ずしも最初の施設整備業務契約の締結日が事業契約締結日ということではありません。事業者が施設整備業務について各選定企業と締結する契約である施設整備業務契約のうち、事業契約締結後最初に締結する施設整備業務契約の締結日から引渡日までの間、事業契約第9条に従い保証を付してください。
39	(資料-1)事業契約書(案)	4	16	10_1権利義務の譲渡等	SPCがプロジェクトファイナンスにて資金調達する場合、事業契約上にてSPCが有する債権・地位・権利義務に対する担保設定を金融機関から依頼されることとなります。その場合、国からの事前の承諾をいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-1】「事業契約書(案)」附則第2条に定められた事項に従い、承諾の可否の判断を行います。
40	(資料-1)事業契約書(案)	7	16	第17条第1項	「第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは・・・当該業務の委任または請負内容のわかる契約書案を提示し、国の承諾を得なければならない」とありますが、業務内容の確認ができる範囲で提示すればよろしいでしょうか。	原文のとおり契約書案全体を提示してください。
41	(資料-1)事業契約書(案)	7	18	第17条_第1項各業務等における第三者の使用等	「20開庁日前までに」が掛かっているのは「国の承諾を得なければならない」ではなく「書面により通知する」との理解でよろしいでしょうか。	「契約締結予定日の20開庁日前までに」がかかっているのは、「国に対し、当該第三者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該業務の委任又は請負内容がわかる契約書案を提示」までです。
42	(資料-1)事業契約書(案)	7	18	第17条_第1項各業務等における第三者の使用等	「20開庁日前までに」は現実的に難しいと思われませんが、もう少し緩和いただくことは可能でしょうか。	原文のとおりとします。
43	(資料-1)事業契約書(案)	7	20	第17条_第1項各業務等における第三者の使用等	「(前略)国の承諾を得なければならない。」とありますが、建設業務では下請契約は膨大な数になりますので、適用除外として頂けないでしょうか。(事務所に備える施工体制台帳等でご確認頂けます)	原文のとおりとしますが、実務上の対応については事業契約締結後、協議に応じることとし、国が判断します。
44	(資料-1)事業契約書(案)	10	21	第22条_第2項事業者に対する支払	対当額で相殺するか否か等の判断については、国と事業者の協議によって決まるという理解でよろしいでしょうか。	本契約に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を法令等の範囲内において対当額で相殺するか否かは国が判断します。
45	(資料-1)事業契約書(案)	10	31	第23条_第2項遅延利息	「国の債権に関する遅延利息の率(昭和32年大蔵省告示第8号)」とありますが、現在の率は令和2年財務省告示第51号にある3%で正しいでしょうか。	現時点の率としては正しいです。
46	(資料-1)事業契約書(案)	11	29	第27条第1項	別紙3に定める保険の加入において、要求を満たすことを前提に保険契約を選定企業をして付保することは可能と考えてよろしいでしょうか。	【資料-1-1】「事業者等が付す保険等」に示す付保条件を満たす前提であれば、よろしいです。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
47	(資料-1)事業契約書(案)	12	3	第28条第1項	事業者は国又は入居官署が本施設に関して・・・第三者の行う工事の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を行う。」とありますが、事業者が行う業務遂行に支障のない範囲での協力義務と考えてよろしいでしょうか。 また、当該協力において事業者が増加費用が生じる場合、又は生じると想定される場合、費用負担や費用が生じないよう協議に応じていただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	(資料-1)事業契約書(案)	13	13	32.2 要求水準の変更による措置	国にご負担をいただく、要求水準の変更に伴う事業者の増加費用には、合理的な範囲の金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取り扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
49	(資料-1)事業契約書(案)	13	13	32.2 要求水準の変更による措置	国の責めに帰すべき事由により、要求水準の変更がなされる場合は国が当該変更による合理的な増加費用を負担するとありますが、合理的な範囲でSPCに係る運営経費や金融費用等の増加も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	合理的な増加費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取り扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
50	(資料-1)事業契約書(案)	14	7	第34条_第1項_第三者に生じた損害	事業者と国の双方の責めに帰さない事由により第三者に損害が発生した場合、その賠償はどちらが負担するのでしょうか。	本事業においては事業者が本施設の設計・施工・維持管理・運営の全てを一括して実施するものであり、通常避け得ない事象の発生の有無、程度等についても事業者側で適切に想定することが可能であると認識されるため、第34条第1項に該当する場合は、事業者が負担することになりますが、【資料-1】「事業契約書(案)」別紙6の第1項に規定する不可抗力の定義に該当する場合は、同第3項の規定に従います。
51	(資料-1)事業契約書(案)	14	7	第34条第1項	第三者に損害を及ぼした場合の定義について、通常避けることのできない種々事象による第三者に対する損害賠償が事業者負担となっています。 当該定義の範囲は、業務遂行に伴う事業者帰責のものだけでなく、本事業の存在・業務内容自体が損害賠償対象の原因となることも想定されますが、この場合は事業計画(国が建てた計画)リスクとして第3項にある国の責めに帰すべき事由になると考えてよろしいでしょうか。	個別具体的な事象に応じて国が判断します。
52	(資料-1)事業契約書(案)	14	13	34.3 第三者に生じた損害	事業者が本事業に関して国の責めに帰すべき事由により第三者が被った損害を賠償する法令等上の義務を負った場合には、国は事業者が当該賠償義務を負ったことにより事業者に生じた合理的な増加費用を負担するとありますが、当該増加費用には合理的な範囲でSPCに係る運営経費や金融費用等も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	合理的な増加費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取り扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
53	(資料-1)事業契約書(案)	14	27	35.4 法令変更による措置	国にご負担をいただく、法令変更に伴う事業者の増加費用には、合理的な範囲の金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取り扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
54	(資料-1)事業契約書(案)	15	31	6. 施工計画の条件	現場事務所、作業員の駐車場等に利用可能な、敷地外でご指定の場所はありますか。	ありません。
55	(資料-1)事業契約書(案)	16	4	37.3 中断による措置	一時中止が国の責めに帰すべき事由による場合に、事業者が発生する合理的な増加費用については、国が負担するとありますが、当該増加費用には合理的な範囲でSPCに係る運営経費や金融費用等も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	合理的な増加費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取り扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
56	(資料-1)事業契約書(案)	18	15	44.3 近隣対策	事業者に提示した条件に対する近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合には、国は事業者が負担した合理的な増加費用を負担するとありますが、合理的な範囲でSPCに係る運営経費や金融費用等も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	合理的な増加費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取り扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
57	(資料-1)事業契約書(案)	18	21	45.1 引渡し等の遅延又は変更に伴う措置	国にご負担をいただく、本施設の引渡し日の遅延に伴う事業者の増加費用には、合理的な範囲の金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取り扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
58	(資料-1)事業契約書(案)	19	9	第46条_第1項_調査	事業者は事業契約締結後に事業用地について調査ができる旨の記載がある一方で、同条3項では、地中障害・埋蔵文化財等以外の事象については、その対策費を事業者において負担するとの記載がございます。入札前に事業用地の調査ができなかったことにより認識できなかった事象があっても、その対策費は事業者負担となるとの認識で相違ないでしょうか。	第46条第3項のとおり、第46条第1項の規定に従って調査を行った結果、新たな事情が判明した場合(土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等を除く。)については、ご理解のとおりです。
59	(資料-1)事業契約書(案)	19	9	第46条_第3項_調査	【参考資料2-10】「アスベスト及びPCB調査報告書」では予見できなかったアスベストが調査により判明した場合、その除去に関する費用は国の負担という理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書を含む入札説明書等で規定されていない又は入札説明書等で規定されていた事実と異なるアスベストが含有されていたことにより、著しい増加費用が発生する場合、国は合理的な範囲内の増加費用を負担します。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
60	(資料-1)事業契約書(案)	19	17	46_5調査	第46条4項に定める場合において、本施設の引渡しの遅延が避けられない場合、国は合理的な範囲内の増加費用を負担するとありますが、合理的な範囲でSPCに係る運営経費や金融費用等も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	合理的な増加費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取り扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
61	(資料-1)事業契約書(案)	20	34	第2節_第51条(建築確認申請に関する説明および報告)	建築確認申請・検査については、計画通知ではなく、民間の確認審査機関に提出してもよろしいでしょうか。	よろしいです。
62	(資料-1)事業契約書(案)	25	8	64_3部分使用	施設の全部又は一部を使用したことによって事業者合理的な追加費用が生じた場合にはこれを負担するとありますが、合理的な範囲でSPCに係る運営経費や金融費用等も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	合理的な増加費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取り扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
63	(資料-1)事業契約書(案)	28	8	第73条第1項	本条文中で述べる「本施設が損傷した場合」とは、著しく美観が損なわれている場合、若しくは損傷により施設機能に支障が生じている場合を指し、機能が損なわれない範囲での経年による劣化は含まないと考えてよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、必ずしもこれに限りません。
64	(資料-1)事業契約書(案)	28	29	第74条第2項	「現状に回復させることが適当でない」と国が認めた場合」とありますが、例えば経年による劣化で機能上支障がない場合などが該当すると考えてよろしいでしょうか。	個別具体的な状況に応じて国が判断します。
65	(資料-1)事業契約書(案)	29	27	第78条_第2項事業の継続	「ただし、やむを得ず事業継続に支障をきたすと判断する場合には、(中略)協議することができる。」とありますが、協議には福利厚生サービス提供業務の中止も含まれると理解してよろしいでしょうか？	福利厚生サービス提供業務の継続を可能とするための要求水準の変更等の対応について協議するものとご理解ください。
66	(資料-1)事業契約書(案)	30	19	79_6施設整備費の支払	施設整備費の繰り上げ弁済が行われた場合、国は事業者が生じた合理的な増加費用を負担するとありますが、合理的な範囲でSPCに係る運営経費や金融費用等も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	合理的な増加費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取り扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
67	(資料-1)事業契約書(案)	30	31	80_3維持管理・運営費及びその他の費用の支払	本項の場合において、当該維持管理・運営業務の全部又は一部に関して事業者が負担を免れない合理的な費用に相当する金額について国が負担するとありますが、合理的な範囲でSPCに係る運営経費や金融費用等も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	合理的な増加費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取り扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
68	(資料-1)事業契約書(案)	31	30	第81条_第2項_第3号国の解除権	「事業者が本事業の全部又は一部の遂行を放棄し、30日間以上当該状態が継続」とありますが、「改善勧告の後も遂行を放棄し」との理解でよろしいでしょうか。また、即時解除ではないとすれば、同条第1項に変更は可能でしょうか。	前段については、第81条第2項第3号の規定に該当するかは事前の改善勧告の有無は問いません。後段については、原文のとおりとします。
69	(資料-1)事業契約書(案)	35	33	85_1_三事業者の帰責事由による契約解除の効力	国に買い受けをいただく本件施設の出来形部分に相応する代金については、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費(SPC設立費用、金融費用等)も含まれる理解にてよろしいでしょうか？	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取り扱いについては、事業者と協議の上、国が決定します。
70	(資料-1)事業契約書(案)	35	33	85_1_三事業者の帰責事由による契約解除の効力	国は、出来形部分に相応する代金及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を支払うとありますが、当該金額には、合理的な範囲で設計業務・工事監理業務に係る費用やSPCに係る設立費・運営経費等も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	No.69の回答をご参照ください。
71	(資料-1)事業契約書(案)	36	10	第85条_第2項_事業者の帰責事由による契約解除の効力	「本件工事費等の合計額の10分の1に相当する額」とありますが、基本協定書第13条第1項では「事業契約における契約金額(中略)の100分の10に相当する金額」とあります。これらは整合していますでしょうか？	【資料-1】「事業契約書(案)」第85条は、事業者の帰責事由により、契約締結日から本施設の引渡しまでの間に本契約の全部又は一部を解除する場合等の規定であり、【資料-5】「基本協定書(案)」第13条は、談合等不正行為があった場合の措置として、該当事由が生じた場合であって、事業契約が解除されないときの規定です。
72	(資料-1)事業契約書(案)	36	14	85_3_事業者の帰責事由による契約解除の効力	第85条第3項各号については、入札手続きを対象とした契約解除の規定との認識であり、本事業の落札以降に設立されるSPCにてコントロールできる事象ではないと思料いたします。当然に正当な入札手続きが確保されるべきではございますが、事業契約の中でSPCに対して多大な違約金が課せられますと、プロジェクトファイナンスの調達が困難となりますし、また有事の際における事業継続を目的としたステップインの際にも大きな妨げにもなります。同趣旨の規定が基本協定書内にて規定されており、本項を起因とした契約解除に伴う違約金につきましては、基本協定書内にて構成員及び協力企業を対象として規定いただきますようお願いいたします。	原文のとおりとします。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
73	(資料-1)事業契約書(案)	36	14	第85条第3項	本条項では、違約金の額を「本件工事費等の合計額の10分の1に相当する額のほか、本件工事費等の合計額の100分の5に相当する額」と規定しています。これは通常案件と比較して高率であり、且つ本件は事業規模も大きいため、違約金の絶対額が高額となります。したがって、当該違約金が事業者にとって過大な負担となることや、融資金融機関による融資の範囲を狭めること、それらによって貴省のご想定よりも入札参加者が減少してしまうことや入札金額が高止まりしてしまうこと等が考えられます。 貴省公表の「PFI事業における契約書例」においても、「絶対額としての違約金の額があまりにも巨額でリスクとして取りきれない額とならないように設定する必要がある」と示されています。また、内閣府公表の「契約に関するガイドライン—PFI事業契約における留意事項について—」においても「違約金の額が過大な場合には選定事業の資金調達費用が高まり、これが契約金額に転嫁される結果ともなり得ること等にも留意して、適正な額を設定する必要がある」と示されています。 以上を踏まえ、第85条第3項の削除をご検討頂きたくお願い申し上げます。	原文のとおりとします。
74	(資料-1)事業契約書(案)	36	14	2_第85条_3	「事業者は、国の請求に基づき、前項に規定する本件工事費等の合計額の10分の1に相当する額のほか～支払わなければならない。」とあるが、基本協定書第13条にも類似内容がございます。支払いが重複する為、事業契約書の定めが優先して適用されるものという理解でよろしいでしょうか。	No.71の回答をご参照ください。
75	(資料-1)事業契約書(案)	36	14	85.3事業者の帰責事由による契約解除の効力	談合等にかかる違約金として、本件工事費等の合計額の100分の5に相当する額の定めがございますが、基本協定書の第13条においては、同様の主旨に該当した場合、構成員および協力企業に対して契約金額の100分の5に相当する額を課す定めがございます。 基本協定書に違約金の定めがあり、談合等にかかる責任分担は同協定書上で手当てされていること、SPCに過大な違約金負担を課すことを回避し、円滑なプロジェクトファイナンスによる資金調達を実施すべく、事業契約上は当該条項の削除をご検討いただけませんかでしょうか。	原文のとおりとします。
76	(資料-1)事業契約書(案)	36	15	第85条_第3項_事業者の帰責事由による契約解除の効力	「本件工事費等の合計額の10分の5に相当する額」とありますが、基本協定書第13条第2項では「契約金額の100分の5に相当する額」とあります。これらは整合していますでしょうか？	No.71の回答をご参照ください。
77	(資料-1)事業契約書(案)	37	8	86.2_二国の任意による又は国の帰責事由による契約解除の効力	国は、出来形部分に相当する代金及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を支払うとありますが、当該金額には、合理的な範囲で設計業務・工事監理業務に係る費用やSPCに係る設立費・運営経費等も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取り扱いについては、事業者と協議の上、国が決定します。
78	(資料-1)事業契約書(案)	37	17	86.3_国の任意による又は国の帰責事由による契約解除の効力	国にご負担をいただく、事業契約の解除に伴う事業者の増加費用には、合理的な範囲の金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取り扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
79	(資料-1)事業契約書(案)	37	17	86.3_国の任意による又は国の帰責事由による契約解除の効力	国は、本契約に定める本契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用を負担するものとするとありますが、合理的な範囲でSPCに係る運営経費や金融費用等も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	合理的な増加費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取り扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
80	(資料-1)事業契約書(案)	37	27	87.3法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	国は、出来形部分に相応する代金及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を支払うとありますが、当該金額には、合理的な範囲で設計業務・工事監理業務に係る費用やSPCに係る設立費・運営経費等も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取り扱いについては、事業者と協議の上、国が決定します。
81	(資料-1)事業契約書(案)	38	25	88.2_事業者の帰責事由による契約解除の効力	本施設の引渡し日後から本事業期間満了日までの事業契約解除時における違約金相当額については、解除日が属する事業年度における維持管理・運営費及びその他の費用の10分の1に相当する額に修正いただけませんか？プロジェクトファイナンス調達においては、金融機関からSPCに対して違約金相当分のキャッシュリザーブ等を依頼されるものであり、入札価格の抑制を含めた事業効率の観点からも違約金は小額の方が良いと考えます。	原文のとおりとします。
82	(資料-1)事業契約書(案)	38	25	第88条第2項	「契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の残額の10分の1に相当する額を違約金として」とありますが、違約金相当として過大な負担と存じます。対象年度の1割としていただけませんか。	No.81の回答をご参照ください。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
83	(資料-1)事業契約書(案)	38	25	第88条第2項	本条項では、違約金の額を「契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の残額の10分の1に相当する額」と規定しています。これは通常案件と比較して高率であり、且つ本件は事業規模も大きいため、違約金の絶対額が高額となります。したがって、当該違約金が事業者にとって過大な負担となることや、融資金融機関による融資の範囲を狭めること、それらによって貴省のご想定よりも入札参加者が減少してしまうことや入札金額が高止まりしてしまうこと等が考えられます。 貴省公表の「PFI事業における契約書例」においても、「絶対額としての違約金の額があまりにも巨額でリスクとして取りきれない額とならないように設定する必要がある」と示されています。また、内閣府公表の「契約に関するガイドライン—PFI事業契約における留意事項について—」においても、「違約金の額が過大な場合には選定事業の資金調達費用が高まり、これが契約金額に転嫁される結果ともなり得ること等にも留意して、適正な額を設定する必要があり、また残存契約期間に応じて違約金の額を低減させる場合は、契約の初期期間により高い違約金の額が設定されるため、融資金融機関等による融資の範囲を狭める可能性があることに留意が必要である」とも示されています。前出の「PFI事業における契約書例」において、施設完工後の違約金の額は「解除された事業年度1年間分の維持管理費及び運営費相当の対価の100分の10(場合によっては100分の20)に相当する額等」と示されており、本事業の違約金の額も「事業契約解除発生年度の1年間分の維持管理・運営費及びその他の費用の合計額の10分の1に相当する額」への変更をご検討頂きたくお願い申し上げます。	No.81の回答をご参照ください。
84	(資料-1)事業契約書(案)	38	25	88.2事業者の帰責事由による契約解除の効力	事業者が支払う違約金について、契約解除時点から当初の事業終了時点までの維持管理・運営費およびその他費用の残額の10分の1相当となっております。 事業者の資金調達に際しては、金融機関側から、万が一に備え、違約金相当(最大値)の積立金を求められるケースが想定されます。その際、当該資金は構成企業による劣後ローン調達や資本金の積み増しなどで対応せざるを得ず、事業終了時点までの残額の10分の1相当といった過大な金額水準の設定は、結果的に提案金額の上昇に繋がる可能性もございます。 以上を踏まえ、違約金の設定水準を同種のPFI事業で多く見受けられる「年度分の10分の1相当」とするなど、変更をご検討いただけませんか。	No.81の回答をご参照ください。
85	(資料-1)事業契約書(案)	38	25	第88条_第2項事業者の帰責事由による契約解除の効力	「契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の残額」とありますが、維持管理・運営期間の初期における解除の場合の負担が大きく、一般的な規定である「当該年度の維持管理・運営費及びその他の費用」と修正いただくことは可能でしょうか。	No.81の回答をご参照ください。
86	(資料-1)事業契約書(案)	38	25	第88条_第2項事業者の帰責事由による契約解除の効力	「契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の残額」とありますが、違約金相当額を維持管理・運営期間中通過させる理由をご教示ください。	本事業の事業終了に近いほど、契約解除に伴う本事業に及ぼす影響が小さいため、違約金額を通過させています。
87	(資料-1)事業契約書(案)	38	26	第88条_第2項事業者の帰責事由による契約解除の効力	維持管理・運営費及びその他の費用の残額は税込金額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、消費税及び地方消費税を含む税込金額です。
88	(資料-1)事業契約書(案)	36	14	88.3事業者の帰責事由による契約解除の効力	第88条第3項各号については、入札手続きを対象とした契約解除の規定との認識であり、本事業の落札以降に設立されるSPCにてコントロールできる事象ではないと思料いたします。当然に正当な入札手続きが確保されるべきではございますが、事業契約の中でSPCに対して多大な違約金が課せられますと、プロジェクトファイナンスの調達が困難となりますし、また有事の際における事業継続を目的としたステップインの際にも大きな妨げにもなります。同趣旨の規定が基本協定書内にて規定されており、本項を起因とした契約解除に伴う違約金につきましては、基本協定書内にて構成員及び協力企業を対象として規定いただきますようお願いいたします。	原文のとおりとします。ただし、違約金の率については、訂正表をご参照ください。
89	(資料-1)事業契約書(案)	38	25	第88条第3項	「契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の残額の10分の1に相当する額」という文章が2回続きますが、あわせて10分の2に相当する額を支払うという趣旨でしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、違約金の率については、訂正表をご参照ください。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
90	(資料-1)事業契約書(案)	38	28	第88条第3項	本条項では、違約金の額を「契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の残額の10分の1に相当する額のほか、契約解除時点から当初の事業終了時点までに収受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の残額の10分の1に相当する額」と規定しています。これは通常案件と比較して高率であり、且つ本件は事業規模も大きいため、違約金の絶対額が高額となります。したがって、当該違約金が事業者にとって過大な負担となることや、融資金融機関による融資の範囲を狭めること、それらによって貴省のご想定よりも入札参加者が減少してしまうことや入札金額が高止まりしてしまうこと等が考えられます。 貴省公表の「PFI事業における契約書例」では、「絶対額としての違約金の額があまりにも巨額でリスクとして取りきれない額とならないように設定する必要がある」と示されています。また、内閣府公表の「契約に関するガイドライン—PFI事業契約における留意事項について—」においても「違約金の額が過大な場合には選定事業の資金調達費用が高まり、これが契約金額に転嫁される結果ともなり得ること等にも留意して、適正な額を設定する必要がある、また残存契約期間に応じて違約金の額を低減させる場合は、契約の初期期間により高い違約金の額が設定されるため、融資金融機関等による融資の範囲を狭める可能性があることに留意が必要である」と示されています。 以上を踏まえ、第88条第3項の削除をご検討頂きたいようお願い申し上げます。	原文のとおりとします。ただし、違約金の率については、訂正表をご参照ください。
91	(資料-1)事業契約書(案)	38	28	88.3.事業者の帰責事由による契約解除の効力	談合等にかかる違約金として、維持管理・運営費及びその他の費用の残額の10分の1に相当する額の定めがございますが、基本協定書の第13条においては、同様の主旨に該当した場合、構成員および協力企業に対して契約金額の100分の5に相当する額を課す定めがございます。 基本協定書に違約金の定めがあり、談合等にかかる責任分担は同協定書上で手当てされていること、SPCに過大な違約金負担を課すことを回避し、円滑なプロジェクトファイナンスによる資金調達を実施すべく、事業契約上は当該条項の削除をご検討いただけませんか。	原文のとおりとします。ただし、違約金の率については、訂正表をご参照ください。 なお、【資料-1】「事業契約書(案)」第88条は、事業者の帰責事由により、本施設の引渡し以降に本契約の全部又は一部を解除する場合等の規定であり、【資料-5】「基本協定書(案)第13条」は、談合等不正行為があった場合の措置として、該当事由が生じた場合であって、事業契約が解除されないときの規定です。
92	(資料-1)事業契約書(案)	40	9	90_4法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	国は事業者が発生する合理的な増加費用を負担するとありますが、合理的な範囲でSPCに係る運営経費や金融費用等も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	合理的な増加費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取り扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
93	(資料-1)事業契約書(案)	40	10	90_1_四法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	国にご負担をいただく、法令等の変更等又は不可抗力等による事業契約の解除に伴う事業者の増加費用には、合理的な範囲の金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取り扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
94	(資料-1)事業契約書(案)	41	15	第93条_第1項共用部備品の所有権移転	共用部備品の所有権は供用開始日に事業者から国に移転することは可能でしょうか？	不可です。本契約が終了するまで事業者が所有権を有し、本事業のために供してください。
95	(資料-1)事業契約書(案)	41	16	第93条第1項	本条文の主旨について確認させてください。本条文は、原則現状有姿での引渡し・所有権の移転と考えてよろしいでしょうか。また、国が撤去を求める場合の基準・考え方について御教示ください。	前段はご理解のとおりです。後段は本契約終了後に国が当該共用部備品の使用が見込まれない場合等を想定しますが、これに限るものではありません。
96	(資料-1)事業契約書(案)	41	17	第93条第1項	「国が事業者に共用部備品の撤去を求めた場合、事業者は国と協議のうえ、自らの費用と責任において共用部備品を撤去するものとする。」とありますが、国が撤去を求める場合の費用を提案時に事業者側で見積もることは困難であるため、国が撤去を求めた場合の撤去費用は国の負担としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
97	(資料-1)事業契約書(案)	53	10	別紙2 用語の定義	「90. 入札説明書等」の定義において、実施方針に関する質問回答は含まれると考えてよろしいでしょうか。	令和3年3月26日に公表した実施方針に関する質問への回答は入札説明書等の定義には含まれません。
98	(資料-1)事業契約書(案)	58	16	別紙6 不可抗力による費用分担_1. (3)その他	「第三者の悪意及び過失」とありますが、例えば帰責者不明の「人による悪意・過失と想定される」施設の損傷については、当該定義に含まれると考えてよろしいでしょうか。	個別具体の事象の内容を踏まえ、【資料-1】「事業契約書(案)」別紙6の第1項に規定する不可抗力の定義に該当するか国が判断します。
99	(資料-1)事業契約書(案)	58	19	別紙6_2不可抗力による損失及び損害の範囲	新型コロナウイルス等による感染症拡大については、不可抗力として扱われるとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力への該当の有無にかかわらず、必要な措置については【資料-1】「事業契約書(案)」の各規定に従い事業者と協議を行うことを想定しています。
100	(資料-1)事業契約書(案)	58	26	別紙6_1不可抗力の定義	昨今の新型コロナウイルス等による感染症や各種伝染病等も定義に加えていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。あわせてNo.99の回答をご参照ください。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
101	(資料-1)事業契約書(案)	59	3	別紙8 3 不可抗力による追加費用及び損害の分担	国にご負担をいただき、不可抗力に伴う事業者の追加費用及び損害には、合理的な範囲の金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	合理的な金融費用の発生が避けられない場合はご理解のとおりです。具体的な取り扱いについては、事業者と協議のうえ、国が決定します。
102	(資料-1)事業契約書(案)			全般	(資料-1)事業契約書(案)及び(資料-5)基本協定書(案)の内容につきまして本件落札後にご協議いただけるという認識でよろしいでしょうか。	【資料-1】「事業契約書(案)」及び【資料-5】「基本協定書(案)」は入札条件となるため、入札の公平性の観点から、軽微な修正を除き内容の変更は想定していません。
103	(資料-1-1)事業者等が付す保険等	3	23	第3章2.(4)付保条件	(4)に被保険者の要件がございますが、維持管理企業及び運営企業がそれぞれ保険を付保する場合、被保険者範囲も国・事業者・維持管理企業(または運営企業)として、それぞれ分けて設定できると考えてよろしいでしょうか。 例:運営企業が付保する場合は「国・事業者・運営企業およびその下請負企業」、維持管理企業が付保する場合は「国・事業者・維持管理企業およびその下請負企業」など	よろしいです。
104	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	3	2	4.(2)支払の減額措置	「改善勧告を行った場合は、国は、事業費の減額又は罰則点の付与の措置を講ずる。」とありますが、改善勧告は、P2、4(1)①において「業績等が要求水準を達成していない又は達成しない恐れがあると判断した場合」に勧告できます。要求水準を達成しない恐れがあるときも改善勧告が行えることは仕組上必要なことと存じますが、事業費の減額等に繋がる、罰則点の付与等については、要求水準を達成していない場合に限って行われるべきと考えます。したがって「改善勧告を行い、要求水準を達成していないと判断される場合、国は、事業費の減額又は罰則点の付与の措置を講ずる。」ということが適切だと考えますがいかがでしょうか。	原文のとおりとします。
105	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	6	13	1.(2)経営管理、維持管理・運営に係る提案等の要求水準の未達成による減額など	「経営管理・維持管理・運営に係る提案等が、維持管理・運営業務の開始前に達成されないことが明らかとなりその修補を行うことが極めて困難である場合」という非常に危機的な状況を想定されて、国は減額と違約金を請求するとしていますが、維持管理・運営業務の開始前にこのような事態となることが想定される具体的な事例等をご教示いただけませんか。	例えば、維持管理・運営業務の開始前に、事業者の提案等による業務実施体制が構築できないことが判明し、その後も構築の見込みが立たない場合などを想定しています。
106	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	8	8	第3章2.(3)①_重要な事態に対する減額	「③発生した重大な事象に係る業務不履行が、以前に発生した重大な事象に係る業務不履行と同一の支払区分に属する場合」とありますが、ここで指す「以前に」とは、「同一年度内」の範囲と考えてよろしいでしょうか。又は罰則点の有効期間である「支払区分毎の当期及び前2期の支払期限内」の範囲と考えるのでしょうか。	「以前に」とは事業契約締結日から重大な事象が発生した日までを指します。
107	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	8	8	2.(3)_③	重大な事象及び重大な事象以外の事象について、減額及び罰則点は支払区分毎に付与されますが、現在の運営業務費の区分は、警備業法に基づく認定が必要になる業務とそれ以外の庁舎整備等業務があり、明らかに性質が異なる業務が混在しております。そのため、性質の異なる一部の業務における減点、減額が他の性質の異なる業務費にまで波及する仕組みとなっており、警備業法に基づく認定が必要になる業務と庁舎整備等業務の支払区分を別にすることは可能でしょうか。	原文のとおりとします。
108	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	8	8	2.(3)_③	重大な事象及び重大な事象以外の事象について、減額及び罰則点は支払区分毎に付与されますが、現在のその他の費用の区分の、経営管理はSPCを維持する経費であり、明らかに性質が異なる福利厚生サービス提供業務が混在しております。そのため、性質の異なる一部の業務における減点、減額が他の性質の異なる業務費にまで波及する仕組みとなっており、SPCの安定性に影響を与える為、その他の費用から福利厚生サービス提供業務を外していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
109	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	8	8	2.(3)_③	福利厚生サービス提供業務はサービス対価を受けない独立採算事業であることから、減額の対象にはなり得ないと考えられることから、支払区分から削除していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。 事業者には責任ある事業主体として各業務を適切に管理し、各選定企業を統括する役割が、経営管理に関する要求水準として求められており、要求水準の未達による業務不履行が発生した事象をもって、経営管理に関する要求水準も未達と判断して、事業者の運営費や利益を構成する「その他の費用」を減額することから適当であると認識しています。
110	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	9	33	第3章2.(5)④_罰則点及び功績点の付与基準	「事業者の責に帰す事由によりエネルギー使用量が一定割合以上ベンチマークを超過した場合」とありますが、例えば当該年度の気温上昇など明らかな異常気象による環境負荷が原因と想定される場合や入居官署の施設使用状況の変化によるもの等は、罰則点の対象外という理解でよろしいでしょうか。	【資料-1-2】「業績等の監視及び改善要求措置要領」第3章2.(5)④に示すとおり、エネルギー使用量等の超過又は減少の原因が特定できるような必要なデータの収集・分析等がなされ、事業者の責に帰す事由に該当しないことを国が確認した場合においては、罰則点又は功績点の付与対象とはなりません。
111	(資料-1-2)業績等の監視及び改善要求措置要領	11	10	第3章2.(6)③_相殺後の罰則点による減額方法	「表4. 各支払区分の累積罰則点に応じた減額の割合」について、「業務不履行支払区分」と「その他の費用の支払区分」では累積罰則点に応じて減額される範囲が異なる理由について御教示ください(罰則点6~10点でその他の費用の支払区分のみ減額される理由)。	事業者には責任ある事業主体として各業務を適切に管理し、各選定企業を統括する役割がを、経営管理に関する要求水準として求めているため、「その他費用の支払区分」については累積罰則点が低い段階で減額を適用しています。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
112	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	6		2.3_③_割賦手数料	2021年末において、LIBORは廃止となる予定です。代替の基準金利にかかる協議にはプロジェクトファイナンスを提供する金融機関も含めていただけますようお願いできますでしょうか。	現時点では、ご質問の協議への金融機関の参加も妨げない予定です。
113	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	6	12	3.(1)_③_割賦手数料	基準金利が廃止された場合、後継金利が基準金利より低い金利となる場合等において、経済的価値を同質とするためのスプレッド調整等も含めて協議されるのでしょうか。	ご質問のような対応を行うか否かも含めて国及び事業者で協議を行った上で、金利確定日までに国が基準金利の算定に用いる金利を定めます。
114	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	7	3	第2.3_(2)_①_維持管理・運営費	維持管理運営費について、必ずしも毎年度同金額でなくてもよろしいでしょうか。特に令和7年度分は共用備品の調達業務費や開業準備費用が発生致します。	事業者において各年度で発生する費用が異なる場合であっても、国が事業者に支払う事業費は毎年度同額となるようにしてください。そのうえで、令和7年度の維持管理・運営費及びその他の費用については、業務提供期間を踏まえて四半期分(通年度の4分の1相当の金額)を計上してください。
115	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	7	3	第2.3_(2)_①_維持管理運営費	「原則として各回同額を支払う」とありますが、P4の「【参考】事業費の支払イメージ」では、施設費と同様に第1回目のR7年度支払いは、R8年度以降の支払いに比べて少なくなっているように見受けられます。第1回目の支払いについては維持管理費総額の21分の1相当額を受領するという認識で宜しかったでしょうか？	令和7年度の第1回目の維持管理・運営費及びその他の費用の支払いについては、業務提供期間を踏まえて、四半期分(通年度の4分の1相当の金額、すなわち、全体の41分の1相当)を計上してください。あわせてNo.114の回答をご参照ください。
116	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	7	5	第2.3_(2)_①_維持管理運営費	レイアウト変更対応業務費について、維持管理業務初年度の令和7年度についても2,491,741円の計上でよろしかったでしょうか？	R7年度のレイアウト変更対応業務費は、令和7年12月25日の施設引渡しから令和8年3月31日までの四半期分である2,491,741円の4分の1相当額を計上してください。
117	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	10	4	第5.3_③_改定方法	「指標をみなす。」とありますが、「指標とみなす。」の誤りでしょうか。	ご理解のとおりです。訂正表をご参照ください。
118	(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	3	1	第2章_事業の目的及び計画条件	第2章全般に記載の計画条件が、業務開始時点における状況と差異・齟齬が生じている場合において、当初計画からの変更が必要となった場合や計画変更に伴い費用の増加が生じた場合における帰責は国帰責になると考えてよろしいでしょうか。	No.59の回答をご参照ください。
119	(資料-1)事業契約書(案)	5	28	2. 周辺インフラ整備状況	各種インフラ配管位置について、【参考資料2-6】「(旧)名古屋貯金事務センターの既存図面」に配管図、施工図記載があるという理解でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第2章_事業の目的及び計画条件 第4節_敷地に関する事項 4.既存の建物等に記載のとおり、一次審査通過者に対して提示する【参考資料2-4】「計画敷地測量図」及び【参考資料2-6】「(旧)名古屋貯金事務センターの既存図面」を参照してください。なお、参考資料で事業者が判断できない場合は、【資料-1】「事業契約書(案)」第46条第1項によります。
120	(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	6	22	第4節_4. 既存の建物等	本事業で行う敷地周囲の撤去するガードフェンスの仕様及び範囲をご教示ください。	仕様は1枚あたり縦 1,800mm×幅 1,800mm 重量 8kg、腰部はプレートで上部はひし形金網、設置範囲は市道に面する東側、西側、南側の3面です。
121	(資料-1)事業契約書(案)	6	26	6. 埋蔵文化財	発掘調査の対象範囲は既存建屋建物である(旧)名古屋貯金事務センター本体部分以外とありますが、対象範囲は、敷地境界までとの理解でよろしいでしょうか。また、既存スロープ等工作物下部も対象との理解でよろしいでしょうか。	前段については、インフラ接続などのために敷地外を掘削する場合は、その範囲も対象となります。後段については、ご理解のとおりです。
122	(資料-1)事業契約書(案)	6	26	6. 埋蔵文化財	上記調査の時期は、連続ではなく、時期を分けて行う計画としてよろしいでしょうか。	具体的な時期、頻度、工程等は、愛知県埋蔵文化財センターとの協議によります。
123	(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	6	26	第4節_6. 埋蔵文化財	「本体部分の解体工事においても立会確認を行い、遺構棟が発見された場合は発掘調査を行う場合がある」とございますが、一次審査通過後に提示される既調査資料【資料2-8】、【資料2-9】に記載の無いものが発見された場合は、コスト・工期ともに追加・延長共にご協議いただけたと考えればよろしいでしょうか？	【資料-1】「事業契約書(案)」第46条第4項第5項の規定に従います。
124	(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	6	27	第4節_6_埋蔵文化財	発掘調査の対象範囲は、新築建物に干渉しない外構部分も含まれますでしょうか？	ご理解のとおりです。
125	(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	6	33	第4節_7_アスベスト	PCBがあった場合は新築建物内に保管するというでよろしいでしょうか？	既存施設内で確認されたPCBは、微量PCB汚染廃電気機器(変圧器、始動補償機)であることから、「微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドラインー洗浄処理編ー」に従い、事業者が行う「既存建物等解体撤去業務」において処分をしてください。
126	(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	7	1	第4節_8_土壌調査	土壌汚染調査費用、土壌汚染対策費用については入札金額に含めないという理解でよろしいでしょうか？	土壌汚染調査費用については【資料-1】「事業契約書(案)」第46条第2項に、土壌汚染対策費用については、同条第5項の規定に従います。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
127	(資料-2)業務要求水準書 第3章 経営管理	9	27	第2節_事業者の経営等に関する報告	「翌月5開庁日まで」とありますが、業務実施報告書は担当企業にて作成後、SPCにて確認することを考えると日程が厳しいです。7開庁日として頂いている国の他事例がありますので、本事業においても7開庁日として頂きたく、ご再考をお願いします。	原文のとおりとします。
128	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	12	22	第2節_1.周辺地域・環境との調和	名古屋の行政・医療・環境集積地区としての潜在的な能力を活かした施設整備、また、名古屋城や愛知県体育館などの観光施設に近接し、連携強化し・・・とございますが、入居官署や来庁者以外の来街者による施設利用(セキュリティ範囲外)については、要求水準を満たしていることを条件に制限されないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	14	21	第3節_2.(2)	敷地内に「自転車置場や・・・ポンプ室などの独立した付属屋は計画しないこと」とありますが、受水槽タンクを敷地内の地上に設置することは可能ですか。	受水槽タンクを敷地内の地上に設置することは認められません。
130	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	14	34		11m程度の事務室の奥行は、前後どの程度まで許容されるのでしょうか。	【参考資料4-3】「事務室内の参考レイアウト」を考慮したうえで、事業者の提案によります。なお、これと大幅に異なる提案を行う場合は、第二次審査資料の提出時に事務室内の参考レイアウト(案)も提示してください。
131	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	14	34		11m程度の事務室の奥行は、2方向外壁に面する場合、いずれかの方向が11m程度の奥行を満たせばよいでしょうか。	No.130の回答をご参照ください。
132	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	14	36		廊下からの各室出入り口は、有効開口幅1200以上とありますが、各室に最低ひとつは1200以上の親子または両開きの扉が必要との意味でしょうか。扉がひとつしかない場合は、1200以上の有効の扉を設置するということでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
133	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	14	41		廊下の排煙を告示緩和する場合など、行政(名古屋市)と民間審査機関では指導が異なることがありますが、PFI事業なので計画通知ではなく、民間審査機関への申請であれば、民間審査機関の指導に従うことでよろしいでしょうか。	よろしいです。
134	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	15	10	第2節_5.形状、外構等の条件	外部空間は、賑わいに寄与する空間として地域に開放され、活用される場と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	16	16	第3節_9.(4)埋蔵文化財調査	事業者選定期間中、公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団愛知県埋蔵文化財センターと調査内容及び調査費用について協議を行うことは可能でしょうか？	事業契約締結までは中部地方整備局が窓口となり協議・調整を行っているため、入札参加予定者が個別に協議を行うことは認められません。
136	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	16	16	第3節_9.(4)埋蔵文化財調査	相見積りの結果、公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団愛知県埋蔵文化財センターより安価ないしは有利な契約条件の調査業者がいる場合には、当該業者に委託してもよろしいでしょうか？	認められません。
137	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	16	16	第3節_9.(4)	「発掘調査は、公益財団法人愛知健教育・スポーツ振興財団愛知埋蔵物文化財センターにて行う」とありますが、掘削および埋め戻し行為も含めるとかんがえてよろしいでしょうか？	掘削および埋め戻し行為も含めて、公益財団法人愛知健教育・スポーツ振興財団愛知埋蔵物文化財センターが行います。
138	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	19	17		非構造部材の再現期間は100年で宜しいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第4章.施設整備 第4節 施設計画(基本的性能) 5.経済性に関する性能 (1)耐用性に関する性能 a.耐久性に関する性能 (b)建築非構造部材によることとし、これに規定のない事項は、事業者の提案によります。
139	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	24	19	第4節_3.(1)_a_(d)_①_(イ)	法定点検(保安規程に基づく停電点検)は停電状態での点検が必須となりますが、全ての回路を二重化することはできないため、部分停電として停電時間を短縮することで要求水準は満たされるでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第4章.施設整備 第5節 施設計画(建築・設備) 2.設備性能 (1)電気設備 c.受変電設備 (a)、(b)及び(c)により、電力供給が途絶しないことを条件に、点検方法及び設備の整備は事業者の提案によります。
140	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	24	22	第4節_3.(1)【技術的事項】_a_(d)_②_(ア)_あ異なる通信事業者	NTT以外に引き込む必要がある通信事業者をご教示下さい。	【資料-2】「業務要求水準書」第4章.施設整備 第5節 施設計画(建築・設備) 2.設備性能 (1)電気設備 g. 構内情報通信網設備及び【添付資料4-14】「構内交換機要件」に規定する要件を満たすことを条件に、事業者の提案によります。
141	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	25	37	第4節_3.(1)【技術的事項】_c_(f)	「想定を超えた水害」の具体的な定義をお願いします。「想定」とは【参考資料4-2ハザードマップ関連資料】の大雨による浸水の場合の、前面道路標高TP+約12.8m地点での浸水深0.5m未満を示し、TP+13.5m程度を想定を超えた値と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
142	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	26	43	第4節_3_(3)【技術的事項】_a	防犯を考慮した施設整備に「駐車場管制設備」が挙げられていますが、同P.54には「入出庫管理設備は設けない」とあります。不特定者の駐車場入庫防止は警報灯・音のみと考えてよろしいですか。	駐車場管制装置の設置目的は、地下官用車駐車場の出入口や車路の安全性を確保するとともに、一般車両の進入を防止するためのものです。このため、地上に設ける来庁車駐車場の入庫防止のための管制装置は不要です。
143	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	28	23	第4節_3_(3)_e_(b)	必要に応じて境界近辺での進入の規制ができる「フェンス等の仕切り」とありますが、参考資料2-3名城郭内処理委員会申し合わせ事項の2頁に3_(2)_(ト)の「囲墻の類を設けてはならない」と相違があります。後者に準じ、緑地帯(低木)程度の侵入抑制でよいと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
144	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	28	24	第4節_3_(3)_e_(b) テロ・不法侵入に対する建物の対応	庁舎出入り関係者の目的別に動線を明確に区分するとありますが、どのような関係者の目的があり、区分が望まれる動線はどのようなものがありますでしょうか？	職員及び一般来庁者のほか、維持管理・運営業務に従事する者、及びこれに必要な各種サービスの動線があります。
145	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	31	19	第4節_5_(1)_b_(a) ②階高の確保	将来の機能更新に対応可能なゆとりある計画としますが、どのような機能更新の可能性が考えられますでしょうか？(水回りの新設や外部バルコニー化など)	入居官署の入替え、設備機器・インフラの更新、及び防災機能等の付加などを想定しています。
146	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	31	22	第4節_5_(1)【技術的事項】_b_(a)_③	「2階以上の各階に移動書架が設置可能な重荷重ゾーンを基準階面積の10%程度設け」とありますが、10%には「各室性能表」で床荷重B～Eの書庫倉庫類の面積も含めるものと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
147	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	31	26	第4節_5_(1)【技術的事項】_b_(a)_④	「事務室内は将来の組織改編に対応する間仕切・天井とありますが、【参考資料5-6レイアウト変更の想定】から、会議室や役職室等の諸室をパーティションとし可変対応、各官署間の間仕切は固定的なものとして防火区画壁とすると考えてよろしいですか。	各室の遮音性能など、業務要求水準書の規定を満足する範囲で、事業者の提案によります。
148	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	35	26	第5節_1_(6)_c_(i)	必要に応じて転倒防止対策を設ける、壁付けの附帯設備等とは、添付資料の【4-13附帯設備等】と、【5-11共用部備品】のリストの物品を想定するものとしてよろしいですか。	【添付資料4-13】「附帯設備等」を想定しており、【添付資料5-11】「共用部備品」は対象外です。
149	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	36	32	第5節_1_(7)_a_(e)	自動扉の非常時開放装置とは、非常時に自動で開きその状態に固定されるもの、または電気錠が開錠されるのみで手動で開閉できるものどちらを指しますか。セキュリティを鑑み、後者と考えるよろしいですか。	電気錠が開錠され、手動で開閉できるものを想定しています。
150	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	37	6		建具の有効開口幅900mm以上は、枠内寸の有効寸法か、扉の厚みを考慮した有効寸法でしょうか。	建具の有効開口幅900mm以上は、枠内寸の有効寸法です。
151	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	38	39	第5節_1_(8)_c_(a)	屋内掲示板は、各階かつ部局に対して1カ所設けると考えてよろしいでしょうか。	ワンフロアに複数の部局を配置する場合は、各部局に1カ所ずつ設けてください。
152	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	41	1		地下駐輪場への動線は、車と同じスロープを利用すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	41	10	第5節_1_(12)_a_(c)外構	「経年変化、劣化、退色及び極度の汚染等がない計画とする」とありますが、「経年変化、劣化、退色」を無くすのは現実的に不可能ですので、削除いただけないでしょうか。	「著しい経年変化、劣化、退色及び汚染等がない計画とする。」に訂正します。
154	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	43	38	第5節_2_(1)電気設備_a_(i)	機器仕様については、入札提出時の仕様を原則基本とし、以降高水準のスペックの対応については予想ができないため、都度協議により追加として協議頂くものとして宜しいでしょうか。	よろしいです。なお、協議内容には、国による追加の予算措置は含みません。
155	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	44	1	第5節_2_(1)電気設備_a_(k)	既存システム接続とありますが既存システム連携内容が不明です。既存連携が必要であればご指示ください。	【資料-2】「業務要求水準書」第4章 施設整備 第5節 施設計画(建築・設備) 2.設備性能 (1)電気設備 a.共通事項 (k)は削除します。
156	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	45	4	第5節_2_(1)電気設備_b_(n)	官庁駐車場の車両ごとに利用できる充電コンセントとありますが、各官署毎1カ所程度の充電用コンセントを設けることで宜しいでしょうか。	車両ごとに1カ所の充電用コンセントを設置してください。
157	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	45	9	第5節_2_(1)電気設備_b_(p)	検診車駐車スペースに変換プラグ・コードを備えるのとありますが別途工事と考えて宜しいでしょうか。本工事の場合、仕様を詳細にご指示ください。	変換プラグ・コードは不要とし、検診車両ごとに単相100Vと三相200Vの電源を備えることとします。
158	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	45	27		受変電設備、発電機、熱源機械は、屋内設置が条件でしょうか。屋外設置を検討しても宜しいでしょうか。	屋外への設置は認められません。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
159	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	46	5	第5節_2_(1)電気設備_c_(j)	移動電源車からの電源対応について、対象負荷及び電源車容量が不明です。ご指示ください。	低圧220V三相300kVA(力率80%)相当まで供給が可能なものを接続できるものとし、低圧配電盤ブレーカーの切替による電源車への切替は自動(中央監視制御等からの遠隔での半自動切替え)とし、詳細は事業者の提案によります。
160	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	46	16	第5節_2_(1)電気設備_e_(a)	添付資料4-2 経済産業局のサーバー室の、照明・コンセントが発電回路となっておりますが、参考資料4-8の発電回路接続機器一覧に経済産業局サーバー機器類(参考資料4-6)の記載がありません。不要で宜しいでしょうか。必要な場合、参考資料4-6 経済産業局の各サーバー容量をご指示ください。	経済産業局のサーバー機器類はすべて発電回路接続機器とし、消費電力は合計で30kWです。
161	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	47	36	第5節_2_(1)電気設備_h_(f)	添付資料4-14に記載の設備の内、携帯再送信設備は、設備に関する工事区分が不明なため別途工事で宜しいでしょうか。ご指示ください。	本事業の範囲とし、詳細については国との協議によります。
162	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	50		第4章_第5節_2_(1)_s_中央監視制御設備	共用会議室及び行政情報プラザの予約システムを導入するとあります。要求水準書の記載は、中央監視制御設備の項目に記載されていることから、中央監視設備と連携した予約システムを御想定でしょうか？  また、共用会議室及び行政情報プラザの予約管理は庁舎運用業務にあたり、基本的に警備業務従事者を窓口とする場合は警備室が適当と存じますが、システムの配置計画については事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、維持管理・運營業務を考慮したうえで、事業者提案によります。後段については、要求水準を満足することを条件に、事業者の提案によります。
163	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	51	33	5節_2_(2)_b_(o)	当該温湿度条件の対象室は(添付4-2-7)空調設備「C」温湿度条件が決められている空調対象室に該当がないため、該当なしと考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
164	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	51	35	第5節_2_(2)機械設備_b_(o)	(o)電算室、サーバー室の二重床内温度の規定がありますが、直吹き空調機の場合はこの条件を考慮しなくても宜しいでしょうか。ご指示ください。	よろしいです。直吹き空調機の場合は、二重床内温度の規定は対象外とします。
165	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	53	36	第5節_2_(2)機械設備_g_(f)	ウォータークーラー機能付き自動うがい器等の設置箇所及び台数をご指示ください。	【添付資料4-5】「主要諸室の性能特記事項」の自販機置場に設置してください。
166	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	58	37	第4章_第6設_2_(7)_BIM等の活用と効果の検証	「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き(本編)」の3.8)とありますが、これは当該文書8ページの「8)資材・機材一覧表」でよろしいでしょうか。	【添付資料1-2】「適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧」(5)保全にある「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き(本編)( <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001261070.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001261070.pdf</a> )」を参照して下さい。
167	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	65	13	第6節_4_(17)_a	完成図の提出に関して、工事完成後「速やかに」とは、3か月内と考えてよろしいですか。	維持管理・運營業務に支障とならない範囲で、可能な限り早期に提出してください。
168	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	65	40	第6節_4_(19)_a完成写真	完成写真を「工事完了時に提出」とありますが、撮影後の画像処理等の工程を要するため、完成図と同時に提出としてよろしいですか。	「工事完了時に」を「完成図と同時に」に訂正します。
169	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	32	22	第5節_1_(2)_d維持管理責任者	この届出に伴い、特定行政庁に対して定期的な報告書の提出等が必要になる場合には事業者にて提出することになりますでしょうか？	ご理解のとおりです。
170	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	68	44	第5章_第1節_1_(2)_l_業務実施の基本方針	デジタル技術やBIMモデル活用効果のヒアリングは、どのような内容を想定されておりますでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第4章_施設整備 第6節_業務の実施 2.共通事項 (7)BIM等の活用と効果の検証の内容を想定しています。
171	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	69	20	第5章_第1節_2_(1)_c_本業務に含まれていない業務	「本事業で排出される事業系一般廃棄物・産業廃棄物の運搬、処理業者との契約」が本業務に含まれない業務とされていますが、これは清掃業務要求水準に記載される専有部及び共用部において排出される廃棄物の運搬・処理契約を指し事業対象外とするとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	69	35	第1節_2_(2)_b業務提供期間	本施設の引き渡し翌日から維持管理開始とありますが、各入居官署の供用開始期間をご教示ください。また、供用開始までに不要となる業務がありましたらご教示ください。(清掃不要箇所、受付業務不要等)	令和8年3月末までにすべての官署が入居を完了し、随時供用を開始する予定です。このため、それぞれの官署が供用を開始するまでは、専用部に係る維持管理・運營業務は不要です。
173	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	69	40	第5章_第1節_2_(2)_b_業務提供期間	調達業務は令和8年1月12日までとありますが、引渡日翌日から令和8年1月12日の間で備品設置が求められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
174	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	69	40	第5章_第1節_2._(2)_b._業務提供期間	調達業務は令和8年1月12日までとあり、引渡し後2週間程度の期間となります。当該期間の搬入計画・スケジュールは、基本的に事業者にて任意に設定できると考えてよろしいでしょうか。	国との協議によります。
175	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	70	1	第5章_第1節_2._(2)_c._本業務に含まれていない業務	サーバー室、及び電算室内の機器【参考資料4-6、4-7、4-8等】は、専用部備品として事業対象外との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	70	2	第1節_2._(2)_c._(a)新庁舎への引越業務	引越支援業務も含まれない理解でよろしいでしょうか？	【資料-2】「業務要求水準書」第5章.維持管理・運営 第1節 総則 5.業務の進め方 (10)別事業への協力により、国が実施する引越業務に支障が生じないよう国への協力を行う必要があります。
177	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	70	34	第5章_第1節_3._(5)_業務の実施体制	「やむを得ない事情等により要請があった場合は、臨時的対応として業務提供時間帯以外での業務遂行にも対応する」とありますが、その場合の費用は別途支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-1】「事業契約書(案)」第33条第4項に示すとおり、事業者が臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者が事業費の範囲において負担することが明らかに適当でないと思われる部分については、国が負担します。
178	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	72	5	第1節_5._(3)計画書等の作成、提出等	各月業務実施計画書の提出期限が前月15日となっておりますが、より正確な計画とするには下旬の方が望ましいと考えます。前月25日として頂いている国の他事例がありますので、本事業においても前月25日として頂きたく、ご再考をお願いします。	原文のとおりとします。 なお、あわせて【資料-1】「事業契約書(案)」第66条をご参照ください。
179	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	73	10	第5章_第1節_5._(3)_d._(a)_長期修繕計画書	「本施設それぞれの長期修繕計画書」とありますが、本事業において長期修繕計画書を複数作成する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第4章.施設整備 第3節 設計・施工条件 2.配置計画の条件 (2)において、敷地内に整備する施設は新庁舎のみとしていることから、「本施設の長期修繕計画書」に訂正します。
180	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	73	26	第1節_5._(3)_e._(a)	事業者が共用部の防火管理者及び防災管理者となることは消防法上問題はございませんでしょうか。	従前のPFI事業においても同様の措置をしており、特段の問題はないものと認識しています。
181	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	73	26	第5章_第1節_5._(3)_e._(a)_消防計画書	「事業者は、国の管理の権原に属する部分(入居官署が専ら使用する部分)以外の部分の防火管理及び防災管理上の権原を有する者として防火管理者及び防災管理者を選任する。」とありますが、事業者が防火管理者及び防災管理者を選任する「国の管理の権原に属する部分以外の部分」はどの範囲を想定されているでしょうか。当該範囲は福利厚生サービス関連諸室(売店)と考えてよろしいでしょうか。	事業者が防火管理者及び防災管理者を選任する範囲は、共用部を含むその他の部分となります。なお、入居官署が専ら使用する部分については、国の管理権原に属する部分となりますので、国が防火管理者及び防災管理者を選任します。
182	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	73	29	第1節_5._(3)_e._(b)	有資格者の配置について、「自衛消防組織の設置に要する統括管理者又は統括管理者直近下位の内部統括要員としての有資格者を配置する」と記載されていますが、統括管理者は国で配置し、事業者は直近下位の各班の班長を配置すればよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章.維持管理・運営 第1節 総則 5.業務の進め方 (3)計画書等の作成、提出等 e. 消防計画書(d)に記載のとおり、統括管理者は事業者から選任して下さい。
183	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	73	31	第1節_5._(3)_e._(c)	中核要員及び防火管理技能者の選任は東京都の火災予防条例での規定であるため、本事業では不要ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。(c)は削除します。
184	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	73	40	第1節_5._(3)_f_省エネルギーに係る計画書	事業場における省エネ法の義務はエネルギー使用量(原油換算値)が1500kl/年度以上でエネルギー指定工場となった場合となっているため、エネルギー管理員の選任や省エネルギー計画書(定期報告書のことでしょか。)など維持管理・運営業務開始時ではなく、法令上必要時の対応でよろしいでしょうか。また、そうでない場合、記載の省エネルギー計画書等の具体的な内容をご教示ください。	ご理解のとおりです。 省エネ法におけるエネルギー管理指定工場等に該当する場合は、エネルギー管理員を選任し、定期報告書を所管省庁へ提出するとともに、国に提出して確認を受けてください。 なお、エネルギー管理指定工場等の指定は、エネルギー使用実績が1500kl以上となった翌年度となりますので、最短でも維持管理・運営業務開始後の翌年度となります。
185	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	74	4	第1節_5._(3)_g_地球温暖化対策計画書等	第三者機関の検証等、東京都の環境確保条例の内容の記載がありますが、名古屋市の計画書等含めて名古屋市の条例に準じた対応をすればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「なお、書類作成に必要となる第三者機関による検証は事業者負担とする。」は削除します。
186	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	74	8	第5章_第1節_5._(3)_h._電気主任技術者の届出	本項目における、自家用電気工作物の保安の監督に係る届出・申請(主任技術者選任を含む)について、経済産業省の承諾は得られると考えてよろしいでしょうか。	「電気事業法(昭和39年法律第170号)」に定められた要件を満たすことを条件に、ご理解のとおりです。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
187	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	74	9	第1節_5_(3)_h_電気主任技術者の届出	電気主任技術者の選任について、維持管理企業がみなし設置者となり、外部委託も可能という理解でよろしいでしょうか。	事業者がみなし設置者となり、外部選任が可能です。
188	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	74	12	第5章_第1節_5_(3)_h_電気主任技術者の届出	「設置者とみなして」とありますが、このみなし設置者は、「事業者」の想定でしょうか。もしくは、維持管理を行う「維持管理企業」の想定でしょうか。	事業者の提案によります。
189	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	74	26	第1節_5_(4)報告書の作成、提出等	『業務実施報告書』と『福利厚生サービス提供業務に係る売り上げ月計表等』の提出時期が異なっておりますが、月次書類と年次書類の違いという理解で宜しいでしょうか。	業務実施報告書は、毎月分を対象月翌月の5 開庁日以内に提出するとともに、1年分を年度末の翌日から起算して5 開庁日以内に提出することとしています。また、福利厚生サービス提供業務に係る売り上げ月計表等は、1年分を年度末の翌日から起算して5 開庁日以内に提出することとしています。
190	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	75	32	第5章_第1節_5_(5)_a_本施設の管理に必要な規定等の案	庁舎管理規定等の参考となる従来規定や草案など、作成にあたる材料については国または入居官署よりご提供いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	事業契約締結後に、参考となる規定等を提供いたします。
191	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	77	18	第1節_5_(11)_a_(b)資料の更新	「速やかにBIMモデルを含めた資料を更新し」とありますが、都度全ての資料を更新するのは煩雑です。一定期間分をまとめて更新することもお認め頂けますでしょうか？	原文のとおりとします。
192	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	77	22	第5章_第1節_5_(1)_b_図面その他の資料の貸与等	「第2章 第2節 1. により事業者が整備を行うもの以外のもの」とは、事業者が整備を行うものに対して国が行う改修または修繕を指す、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
193	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	77	22	第5章_第1節_5_(1)_b_図面その他の資料の貸与等	事業費の試算に必要なため、「第2章 第2節 1. により事業者が整備を行うもの以外のもの」の規模や頻度に関する計画又は想定をご教示ください。	事業者が整備を行うもの以外のものは、【添付資料2-1】「本事業の業務内容及び国が実施する業務内容」に示す「国が実施(LAN構築工事・特殊設備工事)」によります。これらの規模や頻度について、提示できる計画はありません。 なお、特殊設備は以下のとおりです。 ・【参考資料4-6】「サーバー室専用機器一覧」に示す機器 ・テレビ会議システム ・農産物検査分析機器(東海農政局の検定・サンプリング室に設置) ・水稻収穫量調査装置(東海農政局の調製室兼器材収納庫に設置) ・基盤情報システム(中部経済産業局の情報処理対策室に設置) ・歯科診療用機器・ボックス型レントゲン室・歯科用ユニット(中部経済産業局の健康管理相談室に設置) ・乾燥機、秤量秤、電子式はかり、濾過器(中部近畿産業保安監督部の分析室に設置)」
194	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	77	22	第5章_第1節_5_(1)_b_図面その他の資料の貸与等	仮に、「第2章 第2節 1. により事業者が整備を行うもの以外のもの」の規模や頻度が未定である場合、資料の更新やデータの管理に要する費用の試算が困難です。その場合は当該業務にかかる経費は実費による精算、もしくは経費の上限を設定する等としていただけないでしょうか。	No.193の回答を踏まえたうえで、事業者に著しい増加費用が発生した場合に限り、国は合理的な範囲内で当該費用を負担します。
195	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	77	27	第1節_5_(11)_b_(b)	本事業とは別に国が行う修繕について、CADデータ更新等は困難と思料致します。本業務は要求水準外として頂けないでしょうか。	データ更新に必要なCADデータを国から提供することで、本業務の範囲とします。
196	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	77	27	第2節5_(11)_b_(b) 図面その他の資料の貸与等	「国が行う改修又は修繕等により、図面その他の資料に記載されている本施設の内容に変更が生じた旨の連絡を受けた場合は、国から資料の貸与を受け、速やかに CADデータを含めた資料を更新し、本施設の現状と改修等の内容・時期を把握できるように適切に管理して業務を実施する。」とありますが、改修又は修繕等部分のCADデータは国から受領できるとの理解でよろしいでしょうか？	No.195の回答をご参照ください。
197	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	77	27	第2節5_(11)_b_(b) 図面その他の資料の貸与等	国が行う改修又は修繕等部分の国から受領する資料にCADデータがない場合に、CADデータを更新する場合は、別途費用を頂けるとの理解でよろしいでしょうか？	事業者に著しい増加費用が発生した場合に限り、国は合理的な範囲内で当該費用を負担します。
198	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	79	32	第2節_1_(1)_c	施設整備以外の維持管理対象範囲とはどこを指しますでしょうか。入居官署が行うC工事のことでしょうか。	No.193の回答をご参照ください。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
199	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	79	36	1_(2)_d	「国の要請に応じて内線の増加及び変更を伴わない電話機の移動及び増設を伴わないフロアコンセントの移動を行う。(内線のサービスクラス、内線番号などの変更を含む。)」とありますが、電話機等の移動の頻度等は、現状では把握することが不可能であり積算が出来ない事から削除いただけないでしょうか。(内線番号の変更は専門的な知識・技術が必要となり技術者への外注となることが想定されます。内線番号などの変更を行う場合は、庁舎運用等業務内で外注先のご紹介は可能だと考えます。)	「内線の増加及び変更を伴わない電話機の移動及び増設を伴わないフロアコンセントの移動」は、「定期点検等及び保守業務」から削除し、「レイアウト変更対応業務(2)サイン等の変更に係る要求水準」に含むものとします。なお、移動の頻度は【参考資料5-2】「室名変更、電話機及びフロアコンセントの移動頻度」により、業務費は【資料-1-3】「事業費の算定及び支払方法」第2.事業費の算定及び支払方法 3.各費用の支払額の算定及び支払方法 (2)維持管理・運営費・その他の費用 ①維持管理・運営費によります。
200	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	79	36	1_(2)_d	「内線の増加及び変更を伴わない電話機の移動及び増設を伴わないフロアコンセントの移動を行う。(内線のサービスクラス、内線番号などの変更を含む。)」においては、添付資料1-1の用語の定義からすると、定期点検等及び保守業務とは言えず過剰であることから、当該項目を削除していただけないでしょうか。(業務要求水準書P82_第5章_第2節_6レイアウト変更対応業務の一環として対応する形態であれば対応可能だと考えます。)	No.199の回答をご参照ください。
201	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	80	17	(1)運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準	「空調設備の標準的な運転時間は開庁日の07:00～22:00を含めるものとし、運転・監視に係る標準的な業務提供時間もこれに準ずるものとする。」とありますが、設備保守管理従事者の夜勤配置は必須ではなく事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、空調設備の標準的な運転時間は、開庁日の07:00～20:00です。
202	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	82	8	第5章_第2節_4_(2)_d_廃棄物収集・管理に係る要求水準	「事業者は、維持管理・運営業務で自ら排出する事業系一般廃棄物、産業廃棄物の処理費用を負担する」とありますが、これらの対象は、事業者が持ち込む事務備品・事務消耗品や飲食ゴミ、及び福利厚生サービス業務に関連する廃棄物が対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	82	10	4.清掃業務_(2)廃棄物収集・管理に係る要求水準_e	「事業者は入居官署が排出する廃棄物の合計を計量」とありますが、要求水準書、備品リスト、各室性能表等には計量器の設置等が明記されておりませんが、廃棄物の合計を計量する方法(重量実測、容量から重量換算など)についてご教示下さい。	廃棄物の合計を計量する方法は、事業者の提案によります。また、これに必要な計量器等は、【資料-2】「業務要求水準書」第5章.維持管理・運営 第1節 総則 5.業務の進め方 (13)業務の実施にあたっての諸条件 a.によります。なお、現状においては廃棄物の持ち込み先で計量をしている官署があります。
204	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	82	44	第2節_6_(1)_a	レイアウト変更の頻度、範囲の想定として【参考資料5-6】の図が示されていますが、費用の見積はそれに関わらず、【資料-1-3事業費の算定及び支払方法】7頁7行の「年度あたり 2,491,741 円(税抜)」で算出すると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
205	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	82	44	第2節_6_(1)_a	レイアウト変更工事の施工期間は閉庁日(休日)・閉庁時間帯(夜間)ですか。仮間仕切による施工範囲区画次第では閉庁時間帯も工事可能ですか。	閉庁時間帯も工事可能ですが、騒音・振動を伴う工事は、閉庁時間帯にお願いする場合があります。
206	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	83	18	第3節_2_(1)_b	災害発生後の応急対策活動業務のための夜間・休日勤務を行うとありますが、深夜・休日等は人員手配が困難となる可能性もあり、原則は本業務の責任の範疇ではなく、あくまでも可能な範囲での支援程度という理解で宜しいでしょうか。	各入居官署は災害発生後の応急対策活動業務のための夜間・休日勤務を行う場合があります。これに必要なとなる庁舎運用業務は本事業に含まれます。なお、災害発生直後に行う業務は、【添付資料5-10】「庁舎運用業務に係る要求水準」のうち、「災害発生時の安全確認」です。
207	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	83	18	第5章_第3節_1_(1)_庁舎運用業務	「各入居官署は災害発生後の・・・これに必要なとなる庁舎運用業務も本事業に含むものとする。」とありますが、その場合の費用は別途支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章.維持管理・運営 第1節 総則 5.業務の進め方 (3)計画書等の作成、提出等 c.業務実施計画書に従い事業者が作成し国に確認を受けた業務実施計画書から、事業者に着しい増加費用が発生した場合は、国は合理的な範囲内で当該費用を負担します。
208	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	83	20	第5章_第3節_1_(1)_庁舎運用業務	官用車駐車場及び来庁車駐車場の使用は無償とあります。駐車場管制設備の導入は事業者の任意(要求水準外)と考えてよろしいでしょうか。	No.142の回答をご参照ください。
209	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	83	21	第3節_1警備業務	時間外業務の費用についてご教示をお願いします。実施方針に関する質問の回答 No50にて、「国の指示等により時間外業務が発生し、事業者が増加費用が発生する場合には、【リスク分担表】番号15、16又は番号20、21に従い判断する」とあります。例として警備業務において、配置人員、配置時間について国と合意した後に、国の要請で合意以上の追加業務を行う場合は、要求水準の変更という理解であり、別途費用が支払われるという理解でよろしいでしょうか。	No.207の回答をご参照ください。
210	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	85	15	第3節_3_(1)_c_(b)たばこ及び種類の販売	たばこの販売が不可となりましたが、喫煙テラスがあることから一定の需要はあるだろうこと、売店運営の収益下支えになるだろうことから、たばこ販売は認めて頂きたく、ご再考をお願いします。	「売店運営業務及び自動販売機運営業務において酒類の販売は行わないこと。また、たばこの販売は売店運営業務のみとし、自動販売機運営業務においては行わないこと。」に訂正します。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
211	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	86	28	第3節_3_(2)_c_営業日・営業時間	「懇親会等を行う目的で、酒類販売を含めた食事サービスの提供を依頼する場合がある」とのことですが、日常の食事提供サービス業務と別にケータリング会社等を斡旋することでもよろしいでしょうか？	事業者の提案によります。
212	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	86	44	第3節_3_(3)_a_営業日・営業時間	売店の時間はランチタイム(11:30～13:30)に限定して営業としてもよろしいでしょうか。他時間帯の売上見込みが立たず、売店運営の継続に著しく支障をきたします。	売店の営業時間は、【資料-1】「事業契約書(案)」第78条第2項の規定のとおり、事業者は、やむを得ず事業継続に支障をきたすと判断する場合には、国に対し必要に応じて、業務要求水準書の変更等を請求し、協議することが可能です。
213	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	86	44	第3節_3_(3)_a_営業日・営業時間	売店運営の収支見込みは大変厳しいと考えています。運営状況に応じて営業時間の短縮をお認め頂けますでしょうか？	No.212の回答をご参照ください。
214	(添付2-2)各入居官署の入居予定人数及び組織概要	10		各入居官署の入居予定人数	入居される人数はお示しの通りかと思いますが、現在職員の何割程度がテレワーク等を活用されているのでしょうか。	提供できる資料はありません。
215	(添付4-2)各室性能表	2		共用部分_給湯室	給湯室は耐火「Ⅲ」とあり換気「B:火気使用室」とありますが、ガス設備は「一:不要」でミニキッチンでなく「流し台」とあります。備品でIH加熱器を設置される程度の想定として、火気を使用しない室と考えてよろしいですか。	ガス設備は、「G:給湯以外のガス設備」に訂正します。
216	(添付4-2)各室性能表	5		東海農政局_医務室	医務室はガス設備は「A」とありますが凡例にAが見当たりません。また換気設備は「一:不要」とあり火気使用室に該当していません。【添付資料4-5】には「診察室に湯沸器を設置」とありますが、IH加熱器を設置すると考えてよろしいですか。	ガス給湯器及び換気設備の設置が必要です。これにあわせて【添付資料4-2】及び【添付資料4-2-7】を修正します。
217	(添付4-2)各室性能表	15		各室性能表 建築 鍵の管理	添付資料4-2における「鍵の管理」と、添付資料4-12 2. 技術的事項のセキュリティレベルに相違があると考えております。例えば、添付資料4-2の東海農政局 局長室では、鍵の管理Aとあり、鍵は警備員との受け渡しという理解ですが、添付資料4-12を見ると、東海農政局 局長室は、Lv2若しくはLv3(ICカード)に該当すると理解できます。どのように判断すれば良いか、ご教示をお願いします。	新庁舎における専用部の鍵の管理方法は、具体の室の配置や扉の位置等に応じて【資料-2】「業務要求水準書」第4章.施設整備 第5節 施設計画(建築・設備) 2.設備性能 q. 防犯・入退館管理設備 (f) 及び【添付資料4-12】「2. 技術的事項のセキュリティレベル」により、事業者提案の上、国と協議してください。なお、【添付資料4-2】「各室性能表」に記載の「鍵の管理」は現在入居している庁舎の管理方法に準じて設定したものであり、必ずしもこれによる必要はありません。
218	(添付4-2)各室性能表	18	14	洗濯・乾燥室	給排水の欄に「E」とありますが、凡例に「E」はありません。「E」は何を示しているかご教授ください。	【添付資料4-2-7】「機械:各室性能表凡例」に「E:洗濯機用給排水設備」を追加します。
219	(添付4-2)各室性能表	21	26	医務室	ガスの欄に「A」とありますが、凡例に「A」はありません。「A」は何を示しているかご教授ください。また、ガスが必要な場合、使用用途をご教授ください。	No.216の回答をご参照ください。
220	(添付4-2)各室性能表	22		監視カメラ	中部経済産業局に設置するカメラは、中央監視室ではなく、中部経済産業局内で監視及び記録をするものという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	(添付4-2)各室性能表	26	5	各室性能表凡例	照度の欄に「E」200～500Lxとありますが、JIS基準に則った照度と考えると宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
222	(添付4-2-1)共通、官庁施設の基本的性能基準:各室性能表凡例	1	10	耐火	耐火の「I」の仕様に関して、【官庁施設の基本的性能基準】の9頁【技術的事項】には「火災による…壁の仕上面の温度が収容物に影響を与えないもの」とあります。壁等の目安となる仕様または、収容物の温度の上限があればご教示ください。	事業者の提案によります。
223	(添付4-2-2)共通:仕上仕様凡例	1	8	床仕上げ	タイルカーペットにカットパイルが各厚みで記載されていますが、厚みによってはカットパイルの商品がありません。その場合はループパイルで代替と考えてもよいですか。	事業者の提案によります。
224	(添付4-2-2)共通:仕上仕様凡例	1	8	床仕上げ	厚みの異なる床仕上げ材の境界の段差となる部分は杢摺・床見切材等を用いて切り替えと考えてよろしいですか。材料によってOAフロア下地高さの調整は不要と考えてよろしいですか。	前段については【資料-2】「業務要求水準書」第4章.施設整備 第5節 施設計画(建築・設備) 1.建築性能 (4)仕上げ e. によります。後段については、よろしいです。
225	(添付4-2-2)共通:仕上仕様凡例	3	12	機械室、発電機室、ポンプ室、ファン室	壁と天井仕上げ材がグラスウール、ガラスクロスとありますが、各室から隣室への遮音吸音性能を満足していれば、張り方は任意と考えてよろしいですか。	よろしいです。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
226	(添付4-2-2)共通:仕上仕様凡例	3	13	EPS、PS、SK	壁仕上欄に「打ち放し仕上」とありますが、軽量鉄骨下地の場合「仕上なし」と読み替えてよろしいですか。	「石膏ボード(塗装なし)」とします。
227	(添付4-2-2)共通:仕上仕様凡例		3		外壁はPCカーテンウォール、二丁掛けタイル打ち込みと記載がありますが、部分的な塗装、金属等は宜しいでしょうか。	よろしいです。
228	(添付4-2-3)建築:各室性能表凡例	1	18	ブラインド等	「凡例:暗」は「ブラインド+暗幕」の併設となっていますが、昨今のプロジェクター等の高輝度の性能を鑑みて、高遮光ブラインドとして暗幕を用いない仕様としてもよろしいですか。	よろしいです。
229	(添付4-2-4)建築:扉の鍵の管理について	1	9	区分:F	テンキーはキーは固定のものでよろしいですか。	よろしいです。
230	(添付4-2-4)建築:扉の鍵の管理について	30	2	建築:扉の鍵の管理について	区分Aについては、守衛室にて管理とありますが、添付資料4-2を見ると鍵の管理Aの箇所は約100か所以上あると理解します。100以上の鍵を人から人へ受渡しを行うことは非効率であり、また部室によってはBに変更できる箇所もあると考えます。その当たりを事業者にて提案させて頂くことは可能でしょうか。	No.217の回答をご参照ください。
231	(添付4-2-5)建築:床荷重	1	16	(注)4	「応答加速度の低減を要求する部屋」とありますが、当該部屋の指定が見当たりません。該当なしと考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
232	(添付4-2-7)機械:各室性能表凡例	36	3	空調設備_B	コンピューター室等、機器の発熱に対応する空調対象室が(添付4-2)各室性能表に記載ありますが、機器の発熱量が不明なので、ご教授ください。	機器の発熱負荷は、消費電力に負荷率(≒0.6)を乗じた値とします。 港湾空港関係の消費電力は【参考資料4-8】「発電回路接続機器一覧」を参照してください。 中部経済産業局の消費電力はNo.160の回答を、東海農政局の消費電力はNo.295の回答を参照してください。
233	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項	1	27	1_〇行政情報プラザ	「災害時の一時避難スペースとしての使用に配慮する」とありますが、受け入れ人数の想定はありますか。	整備したスペースに応じて、可能な人数の受け入れを行います。
234	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項	1	38	1_〇共用会議室1	液晶型プロジェクターは要求水準書以上であれば設置時期に市場に販売されている製品でよいと考えてよろしいですか。	よろしいです。
235	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項	6	9	2-1_〇総務課・会計課	総務課の金庫の重量についてご教示ください。	総務課に金庫は設置しないものとします。
236	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項	6	9	2-1_〇総務課・会計課	会計課の金庫の重量についてご教示ください。	金庫本体の重量は150kg程度です。
237	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項	7	12	2-1_〇消費・安全部	消費生活課の金庫の重量についてご教示ください。	金庫本体の重量は150kg程度です。
238	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項	7	19	2-1_〇検定・生産部	生産部の金庫の重量についてご教示ください。	金庫本体の重量は300kg程度です。
239	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項	10	12	2-1_〇医務室	声が診察室の外部に聞こえないようがありますが、遮音性能値はTLD-40と考えてよろしいでしょうか。	具体的な遮音性能値までは規定しません。 受診者のプライバシーに配慮することを前提に、事業者の提案によります。
240	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項	10	19	2-1_〇調製室兼器材収納庫	冷蔵庫、乾燥機、脱穀機、糶摺機の重量と発生音や振動は、各室性能表の性能を満たせば問題ないと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
241	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項	10	21	2-1_〇機密文書廃棄保管庫	各官署の所要室に廃棄保管庫があり、それぞれで地下1階で搬出車両への近接が求められていますが、1室の大きな保管庫を共有し施錠管理する形式でもよろしいですか。	東海農政局と中部経済産業局(中部近畿産業保安監督部を含む)は、別々に保管庫を整備してください。
242	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項	11	33	2-2_〇情報処理対策室	「総務企画部情報公開・広報室に近接して配置」とありますが、その名称の所要室が見当たりません。「総務企画部に近接」と読み替えてよろしいですか。	よろしいです。 なお、情報公開・広報室は総務企画部の一部署であり、事務室内のレイアウトを検討する中で、情報処理室の配置について調整をお願いする場合があります。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
243	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項	14	8	2-2_〇サーバー室	「総務企画部情報公開・広報室に近接して配置」とありますが、その名称の所要室が見当たりません。「総務企画部に近接」と読み替えてよろしいですか。	よろしいです。 なお、情報公開・広報室は総務企画部の一部署であり、事務室内のレイアウトを検討する中で、サーバー室の配置について調整をお願いする場合があります。
244	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項	14	12	2-2_〇サーバー室	OAフロアの高さ300mmにスロープを設ける場合の勾配の指定はありますか。	サーバー機器更新時は仮設のスロープを設置して搬出入を行いますので、固定のスロープは不要とします。
245	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項	14	25	2-2_〇印刷室	大型印刷機の重量と発音音、振動は各室性能表の性能で満たすと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
246	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項	14	35	主要諸室の性能特記事項_〇健康管理相談室	中部経済産業局の性能特記事項〇健康管理相談室について、事業外で特殊な機器の設置等がありますが、事業者は建築的に添付資料4-2の通り設え、それ以外の特殊な設えが必要な場合には、国が実施し設えとの認識でよろしいでしょうか。(排水設備に石膏トラップや床壁天井に鉛の設置は事業者で設えなくても良いでしょうか)	ご理解のとおりです。
247	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項	14	35	主要諸室の性能特記事項_〇健康管理相談室	中部経済産業局の性能特記事項〇健康管理相談室について、事業外で特殊な機器の設置等がありますが、事業者は電気・機械的に添付資料4-2の通り設え、それ以外の特殊な設えが必要な場合には、国が実施し設えとの認識でよろしいでしょうか。(一般コンセント以上の電源や特殊な換気設備は設えなくても良いでしょうか)	ご理解のとおりです。
248	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項	14	36	2-2_〇健康管理相談室	ボックス型レントゲン室は、それ自体で放射線シールド性能を保持しており、床面に置くだけで成立するものとして考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
249	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項	51	37	2-2.中部経済産業局 〇情報処理対策室	「監視カメラを設置し、総務課にモニターを設置する」とありますが、監視カメラとモニターは指定された箇所へ設置して、本体装置及び記録媒体は中央監視室に設置して管理するという理解でよろしいでしょうか。	情報処理対策室の監視カメラは、本体装置、記録媒体、モニターのすべてを中部経済産業局総務課に設置してください。
250	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項		1		共用会議室2・3ですが、一般利用者への開放、又は貸し出しのお考えはございますか。	【添付資料5-10】「庁舎運用業務に係る要求水準」の「共用会議室の管理」にあるとおり、「共用会議室は入居官署が開催する会議等に利用できるものとし、民間等への貸し出しは行わないこと。」とします。
251	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項		2		「近接」(=同一フロア)との記載がありますが、同一フロアであれば、近接との考えで宜しいのでしょうか。「近接」の定義(例えば〇m以内、間に挟む部屋数など)があれば、具体的にご教示お願い致します。	【添付資料1-1】「用語の定義」によります。 また、【参考資料4-10】「参考計画図(オフィス階平面図)」を参照してください。
252	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項		22		風除室に設ける傘立ての、収納本数に指定はありますでしょうか。おおよその数でも結構ですのでご教示お願い致します。	【添付資料5-11】「共用部備品の調達・管理に係る要求水準」の「玄関ホール」に記載のとおり、「風除室ごとに、30本程度が収納できるもの(鍵付き)を設置してください。
253	(添付4-9)業務に関する成果物	2	11	(3)建設業務に関する成果物	進捗状況報告書は、(4)にある工事監理業務報告書と統合させてよろしいでしょうか?	よろしいです。
254	(添付4-12)セキュリティの考え方	76	8	2. 技術的事項(1) 要管理対策区域における対策の基準に基づき各クラスの考え及びレベル	【Lv1 鍵管理】において、共用部及び専有部が同じLv1に区分されていますが、来庁者が共用部へ訪問する際は、受付及びICカード発行は不要であり、来庁者が専有部へ訪問する際は、受付及びICカード発行は必要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
255	(添付4-12)セキュリティの考え方	76	9	2. 技術的事項(2) 防犯・入退館管理装置用設定端末及び各署間セキュリティ	「防犯機器と連動により、機械警備等が行えるようにする」とありますが、想定する防犯機器及び機械警備の範囲(共用部、専有部、各官署)についてご教示お願いします。	【資料-2】「業務要求水準書」第4章.施設整備 第5節 施設計画(建築・設備) 2.設備性能 q. 防犯・入退館管理設備によります。
256	(添付4-12)セキュリティの考え方	77	18	2. 技術的事項(4) 電気錠、ICカードリーダー	「電気錠毎にICカードリーダーを設ける(出入口両方)」とありますが、ICカード+テンキーの設置が求められている箇所も出入口両方にICカード+テンキーを設置する必要がありますでしょうか。実際の運用を考えると、出口にはICカードだけ設置すれば、セキュリティは担保されると考えています。	【添付資料4-12】「セキュリティの考え方」 2.技術的事項 (1)を参照してください。ICカード+テンキーの両方を同一箇所を設置することは求めていません。Lv. 1⇒Lv. 2へ侵入する箇所にICカード(セキュリティゲート又はカードリーダーを出入口の両方に設置)を、Lv. 2⇒Lv. 3へ侵入する箇所にテンキー式電気錠を設置してください。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
257	(添付4-13)附帯設備等に係る要求水準	5	6	自動販売機置場	ウォータークーラーは付帯設備リストと【添付資料5-11共用部備品】のリスト(運営費)にも含まれ重複しています。共用部備品に該当として考えてよろしいですか。	給排水設備があるため、【添付資料4-13】「附帯設備等に係る要求水準」とし、【添付資料5-11】「共用部備品の調達・管理に係る要求水準」からウォータークーラーを削除します。
258	(添付4-13)附帯設備等に係る要求水準	83		ハンドドライヤー	日本経済団体連合会からは、ハンドドライヤー利用停止の削除の文書が出ておりますが、アフターコロナ等に対して、どの様にお考えなのかご教示いただけますでしょうか。 感染リスクが極めて少ないとは言え可能性が0ではありません。	脱衣室(シャワー)のハンドドライヤーは、業務要求水準書のとおり設置を求めますが、状況に応じて、国の判断により利用しない場合があります。
259	(添付4-13)附帯設備等に係る要求水準	83		ウォータークーラー	うがい器付きを付帯設備として設置を求められておりますが、アフターコロナ等に対して、どの様にお考えなのかご教示いただけますでしょうか。	ウォータークーラー(うがい器付き)は、業務要求水準書のとおり設置を求めますが、状況に応じて、国の判断により利用しない場合があります。
260	(添付5-2)諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限	1	33	(3)立入りに関する制限	閉庁日(土曜日)に清掃業務を行うとありますが、閉庁日自体は土・日・祝日であり、清掃業務はそのうち土曜日に行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
261	(添付5-2)諸室毎の業務実施時間帯及び立入りの制限	3		(3)立入りに関する制限	立ち入りに関する制限において「日常清掃・ゴミ収集」が各居室とも「休」となっており、閉庁日に入室して日常清掃を実施すると読み取れます。しかし添付資料5-5の(2)B・Cには日常的に除塵を行いとあります。閉庁日のみで日常的と考えて宜しいのでしょうか。更に添付資料5-3の要求水準が想定する清掃の例では各居室清掃周期は1Dとなっております。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、1Dの指定日が「休」とご理解ください。
262	(添付5-9)警備業務に係る要求水準	1	8	業務従事者の要件	常勤警備2級とありますが、施設警備業務検定2級でよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。常勤警備2級は施設警備業務検定2級に、施設警備検定1級は施設警備業務検定1級に修正します。
263	(添付5-9)警備業務に係る要求水準	1	12	業務従事者の要件	自衛消防業務講習修了者について、本施設における自衛消防組織全体の人数及び事業者にて配置を想定されている人数をご教示ください。	本施設における自衛消防組織全体の人数については、提供できる資料はありません。事業者にて配置する人数は、事業者が専ら管理する共用部を含むその他の部分に必要な人数を、事業者において提案してください。
264	(添付5-9)警備業務に係る要求水準	2	22	出入口における入館管理	来庁者用カードを追加発行する場合の費用は国負担でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
265	(添付5-9)警備業務に係る要求水準	3		国の管理の権限に属する部分以外の本施設等の部分に係る防火管理者としての業務	国の管理の権限に属する部分以外の本施設等の部分とは具体的にどこを指すでしょうか。	【資料-1】「事業契約書」第74条で事業者の使用を認める庁舎管理関係諸室、及び第76条で事業者の使用を許可する福利厚生諸室等を指します。
266	(添付5-9)警備業務に係る要求水準	3		国の管理の権限に属する部分以外の本施設等の部分に係る防火管理者としての業務	本施設の統括防火管理者は国にて選任するという理解でよろしいでしょうか。	No.182の回答をご参照ください。
267	(添付5-9)警備業務に係る要求水準	4	10	セキュリティ及び火災等に関する各種警報機器の監視、緊急事態への対応	監視カメラによる監視業務とありますが、中央監視室内モニターへの張り付き確認は不要とし、必要に応じて適宜確認という対応でよろしいでしょうか。	監視業務を適切に遂行できることを条件に、事業者の提案によります。
268	(添付5-9)警備業務に係る要求水準	113	4	業務従事者の要件	本要求水準に警備業務従事者の年齢制限や性別等の要件の記載はありません。警備業務の役割である職員等の安全確保、被害の早期発見、被害拡大防止等を鑑みると、本事業においても、体力的に一定の水準(年齢制限)は必要と考えますが、どの程度の体力を要するものを想定すればよろしいでしょうか。参考までに、類似PFI事業では、業務従事者の年齢制限55歳未満平均年齢45歳未満等の要件が提示されております。	警備業務を適切に遂行できることを条件に、事業者の提案によります。
269	(添付5-9)警備業務に係る要求水準	113	7	業務従事者の要件	「常勤警備2級以上又は3年以上の実務経験を有する業務従事者を配置する」とありますが、「常勤警備2級」ではなく、「施設警備検定2級」という理解でしょうか。	No.262の回答をご参照ください。
270	(添付5-9)警備業務に係る要求水準	114	17	出入口における入館管理	「職員用のICカードは、国家公務員身分証明書情報を記載済みのマイナンバーカードに防犯・入退館管理設備の利用上の機能を集約する」とありますが、マイナンバーカードの登録、抹消、権限変更等は、国管理で行うという理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
271	(添付5-9)警備業務に係る要求水準			業務従事者の要件	常勤警備2級又は3年以上の実務経験保有者の配置とありますが、警備業務を担う全ての従事者が対象でしょうか。	ご理解のとおりです。
272	(添付5-9)警備業務に係る要求水準			入構管理	入構管理の要求水準は、閉庁時間帯の対応も含まれているでしょうか。	閉庁時間帯の対応も含まれています。
273	(添付5-9)警備業務に係る要求水準			入構管理_人、物品、車両等の入構管理	敷地出入口は、業務従事者による巡回、及び監視カメラにより・・・監視する」とありますが、監視カメラで監視が行われている箇所は巡回による監視は必ずしも必要ないという認識でよろしいでしょうか。また、業務従事者による巡回は敷地出入口(門)の閉鎖時(夜間)は必須でしょうか。	前段については、監視カメラによる監視により死角等がなく適切に警備業務を行うことができれば、巡回は必ずしも必要ありません。後段については、No.272の回答をご参照ください。
274	(添付5-9)警備業務に係る要求水準			入構管理_人、物品、車両等の入構管理	「明らかに不審者と思われる者が入構しようとする時は、直ちに出勤し注意してこれをやめさせる。」とありますが、この場合の「出勤」は、施設常駐者に限らず外部からの出勤とする提案も妨げないという認識でよろしいでしょうか。	業務遂行に支障のない範囲で、事業者の提案によります。
275	(添付5-9)警備業務に係る要求水準			入館管理_出入口における入館管理	「庁舎出入口開放時は、業務従事者による立哨、巡回、及び監視カメラにより、・・・がないように監視する」とありますが、セキュリティ策があれば閉庁時間帯において常時立哨が前提ではないと考えてよろしいでしょうか。	警備業務を適切に遂行できることを条件に、事業者の提案によります。
276	(添付5-9)警備業務に係る要求水準			入館管理_出入口における入館管理	「施錠により庁舎出入口を閉鎖している時は、機械警備等により管理を行ってもよい。」とありますが、機械警備を併用することで、夜間(閉庁時間帯)の警備常駐は義務付けないと認識してよろしいでしょうか。	【添付資料5-9】の「時間外通用口における入館管理」を行う必要があることから、警備の常駐は必要です。
277	(添付5-9)警備業務に係る要求水準			入館管理_出入口における入館管理	ICカードの新規作成枚数500枚の作成作業は、施設整備業務と考えてよろしいでしょうか。	【資料-2】「業務要求水準書」第4章.施設整備 第5節 施設計画(建築・設備) 2.設備性能 (1)電気設備 q. 防犯・入退館管理設備(c)に、「来庁者、新庁舎に勤務する臨時職員、本事業関係者に付与するICカードの作成・設定は本事業で整備する。」としており、施設整備業務の範囲となります。
278	(添付5-9)警備業務に係る要求水準			入館管理_時間外通用口における入館管理	庁舎出入口閉鎖時における守衛室での監視について記載がありますが、夜間(閉庁時間帯)は守衛室にて業務従事者が常駐する必要があるということでしょうか。	No.276の回答をご参照ください。
279	(添付5-9)警備業務に係る要求水準			巡視・秩序維持等_非常時の措置	業務責任者以下、業務従事者全員の緊急連絡網を整理し、非常での参集を可能とするとあります。当該要求事項は、本施設の業務従事者でなければならないのでしょうか。労基法に抵触する可能性があると思料しますが、努力義務と考えてよろしいでしょうか。	前段については、本施設の業務従事者となります。後段については、緊急連絡網への記載は業務従事者全員が対象ですが、参集する業務従事者は関係法令を遵守する範囲で可能な範囲とします。
280	(添付5-10)庁舎運用業務に係る要求水準	1		共用会議室の管理	入居官署用の利用規則がございましたら開示頂けますでしょうか。	No.190の回答をご参照ください。
281	(添付5-10)庁舎運用業務に係る要求水準	2	4	行政情報プラザの管理	「利用予約の受付を行う」とありますが、行政情報プラザに常駐する必要はなく、中央監視室等で予約対応を行うことで足りるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
282	(添付5-10)庁舎運用業務に係る要求水準	2		行政情報プラザの管理	入居官署用の利用規則がございましたら開示頂けますでしょうか。	No.280の回答をご参照ください。
283	(添付5-10)庁舎運用業務に係る要求水準	4	2	駐輪スペースの管理	通勤用バイクの許可は国にて行うとありますが、許可主体は国という理解でよろしいでしょうか。また、許可時にはステッカー等を国にて用意頂けるのでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、事前登録された車両ナンバーによる管理を想定しており、ステッカー等の配布は行いません。
284	(添付5-10)庁舎運用業務に係る要求水準			郵便物等の受取・保管	郵便室のメールボックスの設置は、施設整備業務と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
285	(添付5-10)庁舎運用業務に係る要求水準			郵便物等の受取・保管	郵便物・新聞等を受取・保管するとあります。原則、各入居官署職員が郵便物・新聞等をメールボックスまで取りに来られ、従事者による保管・管理を行うのではないと理解してよろしいでしょうか。	各入居官署職員が郵便物・新聞等をメールボックスまで取りに来るまで、保管・管理するとご理解ください。
286	(添付5-10)庁舎運用業務に係る要求水準			駐車場管理	除雪作業の要求がございましたが、当該対応は、駐車場内の事故防止を原則としており、作業範囲は車両の主動線と考えてよろしいでしょうか。	駐車場管理における除雪の範囲は、駐車場全体が対象となります。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
287	(添付5-10)庁舎運用業務に係る要求水準			共用部備品の管理 共用部備品の保管 及びそれに伴う対応	「開庁日の開庁時間帯において、共用部備品の借用・返却の対応を行う。」とありますが、借用・返却の対応を行う必要のある備品は、「添付資料5-11 共用部備品の調達・管理に係る要求水準」記載の備品のうちどれを指すのでしょうか。	借用・返却の対応を行う必要のある備品は、行政情報プラザの衝立、パンフレットスタンド、催し物案内板になります。 これらは【添付資料4-5】「主要諸室の性能特記事項」に記載のとおり「共用倉庫1」に収納することとしており、行政情報プラザ利用時に貸し出すため、借用・返却の対応が必要となります。その以外の備品は各諸室内で使用するため、借用・返却の対応は不要です。
288	(添付5-11)共用部備品の調達・管理に係る要求水準	2	32	自販機置場_ウォータークーラー	共用部備品に含まれていますが、水道配管への接続が必要になることから施設整備に含めてもよろしいでしょうか？	【添付資料4-13】「附帯設備等に係る要求水準」を正とし、【添付資料5-11】「共用部備品の調達・管理に係る要求水準」の「自販機置場」に記載のあるウォータークーラーは削除します。
289	(添付5-11)共用部備品の調達・管理に係る要求水準				調達管理に係る要求水準に記載されている計画数と適宜の違いは何でしょうか。計画数:数量の指示あり 適宜:提案 と考えてよろしいでしょうか。そのような理解でよろしいければ、計画数をお知らせください。	「計画数」を「適宜」に訂正します。適宜とは、【添付資料4-2】「各室性能表」で室面積が適宜となっている室については、事業者が計画した各室面積に必要な数を調達してください。あわせて、設置場所に記載している( )内の職員数や[ ]内の想定利用人数を考慮した数としてください。
290	(添付5-11)共用部備品の調達・管理に係る要求水準			所要数	「所要数 仕様」の列に記載されている「計画数」「適宜」の定義・主旨について御教示ください。事業者が任意で設定し、提案することを求められているのでしょうか？	No.289の回答をご参照ください。
291	(添付5-11)共用部備品の調達・管理に係る要求水準			守衛室・中央監視室	机・椅子の仕様において、「操作卓相当分を含む」とありますが、一般的には整備業務の範囲として、操作卓と併せて引き渡されるものと存じます。操作卓相当分はA工事、他の机・椅子を備品調達業務と分けて考えてもよろしいでしょうか。	【添付資料5-11】「共用部備品の調達・管理に係る要求水準」の「守衛室・中央監視室」に記載のある「操作卓相当分を含む。」は削除します。操作卓は、【資料-2】「業務要求水準書」第4章.施設整備第5節 施設計画(建築・設備) 2.設備性能 s.中央監視制御設備と併せて整備してください。
292	(添付5-12)維持管理・運営業務に関する成果物	1		コピー等_大きさ等	「A4ファイル綴じ」とありますが、各成果物毎に綴る必要はなく、関連性があれば複数を併せて1つのファイルに綴じてよろしいでしょうか？	よろしいです。
293	(添付5-12)維持管理・運営業務に関する成果物	1		コピー等_大きさ等	「A4ファイル綴じ」とありますが、毎月提出する各月業務実施計画書や業務実施報告書、福利厚生サービス提供業務に関わる売上月計表等は、頁数も少ないと思われるためホチキス留めでの提出としてもよろしいでしょうか？	よろしいです。
294	(参考4-1)国が行った事前協議の概要	3	23	埋蔵文化財調査	「建物本体べた基礎部分においては、建物解体時には立会し、念のため地盤面を確認させていただく」とありますが確認に必要な期間はどのくらいですか。2週間程度と考えてよろしいですか。	具体的な期間については、愛知県埋蔵文化財センターとの協議によります。
295	(参考4-8)発電回路接続機器一覧				発電機回路接続機器一覧ですが、「2.経済産業局」から「5.港湾空港関係」までの一覧表で構成されており、東海農政局の一覧表がありません。ご指示ください。	本質問回答の別紙1「発電機回路接続機器一覧(東海農政局)」によります。
296	(参考5-2)室名変更・電話機及びフロアコンセントの移動頻度	55		(1)室名変更の頻度 (2)電話機及びフロアコンセント移動の頻度	参考資料に記載された想定される移動頻度、箇所、範囲内を上回る大幅な増加がある場合にはレイアウト変更対応業務にて実施し、その費用については業務量の実績に応じた対価をお支払い頂ける認識でよろしいでしょうか。	No.199の回答をご参照ください。
297	(参考5-3)日常清掃及び定期清掃の例			福利構成サービス諸室	喫食スペース・売店と福利厚生サービス諸室が別項目で記載されておりますが、福利厚生サービス諸室は別の定義とお考えでしょうか。重複項目であれば削除をご検討ください。	「喫食スペース・売店」の欄を削除します。
298	(参考5-5)消耗品の実績	1	2	トイレトーパー	トイレトーパーの実績について、使用されていたペーパーは何mの商品でしょうか。	シングル巻きで、ロール長さ170mのトイレトーパーを使用している官署があります。
299	(参考5-5)消耗品の実績	1	10	ゴミ袋	ゴミ袋は何リットルで可燃・不燃・資源のどれにあたりますでしょうか。	可燃は名古屋市指定袋で45リットル、70リットル、90リットル、不燃は名古屋市指定袋で45リットル、70リットル、資源ゴミは透明のビニール袋で45リットル、70リットルとなっています。
300	(参考5-5)消耗品の実績	1	11	清掃用洗剤	清掃用洗剤とは、どこに使用する清掃用洗剤でしょうか。	トイレ水回り用、トイレ手洗い用、階段手摺り・ドアノブ・洗面所・清掃モップ用として使用しています。
301	(参考5-5)消耗品の実績	1	13	シャンプー・リンス ボディソープ	シャンプー・リンス・ボディソープですが実績がありません。新たに設置すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
302	(参考5-7)福利厚生サービス提供業務に関するデータ				福利厚生サービスの各総売上、平均客数、平均客単価等の実績を開示願います。	参考資料5-7以外に開示できる情報はございません。
303	(参考5-9)福利厚生サービス提供業務の実施に係る参考使用料	1	13	売店	参考にした根拠があればご教示下さい。	参考にした根拠は開示できません。
304	(参考5-9)福利厚生サービス提供業務の実施に係る参考使用料	1	14	自動販売機	参考にした根拠があればご教示下さい。	No.303の回答をご参照ください。
305	(資料-3)提案書類の記載要領	7	27	第1_4秘密の保全に係る誓約書について	なお以下の「秘密の保全に関する規則」は誓約書と併せて提出すればよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
306	(資料-3)提案書類の記載要領	7	27	第1_4秘密の保全に係る誓約書について	なお以下の「秘密の保全に関する規則」には押印は不要でしょうか？	「秘密の保全に関する規則」には押印は不要です。【様式14】「秘密の保全に係る誓約書」と併せて提出してください。
307	(資料-3)提案書類の記載要領	8	6	第1_5_(1)入札に関する提出書類	様式15-2「委任状(応募企業又は代表企業内)」とありますが、様式15-1の本件責任者または担当者(代表企業の社員)が入札書を持参する場合は、様式15-2委任状は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、二次資料提出時に委任状を提出していない場合で、その代理人として立会い希望する場合は、開札時に委任状を提出してください。
308	(資料-3)提案書類の記載要領	8	7	第1_5_(1)入札に関する提出書類	委任状は、第二次審査資料を届ける者は受任者である必要はなく、開札に立ち会う者を受任者とすればよろしいでしょうか？	No.307の回答をご参照ください。
309	(資料-3)提案書類の記載要領	8	15	様式 15-4 添付①	対応する様式が複数ある場合は、全様式ではなく、代表的な様式のみを記載することでよいでしょうか。	対応する様式が複数ある場合は、全様式を記載してください。
310	(資料-3)提案書類の記載要領	8	15	様式 15-4 添付①	要求水準は満たすものの、「必須項目の確認事項」を各様式に記載し切れない場合、「チェック」欄にチェックを入れた上で、「対応する様式」欄に「様式への記載なし」としてもよろしいでしょうか。	【様式 15-4 添付①】に示す確認事項は、【資料-2】業務要求水準書を満たすために記載が必要とされている事項です。必須項目の確認事項は、いずれかの様式に必ずご記入ください。
311	(資料-3)提案書類の記載要領	8	18	第1_5_(2)事業提案に関する提出書類	様式16については、用紙サイズの指定がありませんが、A3でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
312	(資料-3)提案書類の記載要領	8	30	第1_5_(2)事業提案に関する提出書類	様式番号16に対する記載上の留意事項に「使用する様式は共通様式(Excelファイル)とする」とありますが、共通様式(Wordファイル)を使用して作成することは不可でしょうか。	よろしいです。共通様式(ExcelファイルもしくはWordファイル)に訂正します。
313	(資料-3)提案書類の記載要領	9	8	第1_5_(2)事業提案に関する提出書類	(各様式の記載事項)様式欄に記載の、様式A-1等、様式A、B、C含めて様式指定のないものは、すべて共通様式(Wordファイル)を使用して作成するという理解でよろしいでしょうか。	共通様式(ExcelファイルもしくはWordファイル)を使用してください。
314	(資料-3)提案書類の記載要領	9	9	第1_5_(2)_A:経営管理に関する提出書類<各様式の記載事項>	様式A-1の名称について、本資料では「全体の事業実施体制」とあるが、資料-4「事業者選定基準」では「事業者の実施体制」と記載されている。本資料に記載の名称を正とするという認識で相違ないか。	様式A-1の名称は「全体の事業実施体制」としてください。【資料-4】「事業者選定基準」で示す「事業者の実施体制」は、様式名ではなく加算項目です。
315	(資料-3)提案書類の記載要領	9	13	第1_5_(2)事業提案に関する提出書類	(各様式の記載事項)記載上の留意事項欄に記載の、本様式以外の資料として添付することとされている「各事業関係者が有する代表的な実績等」については、具体的な名称の使用は不可となりますでしょうか。	各事業関係者が有する代表的な実績等については、企業名及び企業を類推できる具体的な名称の使用は不可とします。
316	(資料-3)提案書類の記載要領	12	2	5(2)_A事業収支計画	A-3-1,A-3-2 は合わせてA3用紙1枚との理解でよいか？その場合様式番号の記載欄は、様式番号を併記することでよいか？	ご理解のとおりです。
317	(資料-3)提案書類の記載要領	12	2	第1_5_(2)事業提案に関する提出書類	(各様式の記載事項)枚数欄に、様式A-3-1、A-3-2等、複数枚数にわたってA3 1枚と記載されているものは、それぞれの様式で1枚づつではなく、様式A-3-1、A-3-2をあわせて1枚という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
318	(資料-3)提案書類の記載要領	12	5	第1.5.(2)事業提案に関する提出書類	(各様式の記載事項)事業収支計画、記載上の留意事項欄において、「- 事業費の内訳」にある様式番号:A-3添付①について、令和7年下期のその他費用については、初期投資に含めて算定することでも宜しいでしょうか？令和7年12月分までを初期投資、令和8年1～3月分を初年度費用として分けて計上する必要はありますでしょうか？	事業者の開業に伴う諸費用や事業契約の締結日から本施設引渡日までの期間に要する事業者の運営費(人件費、事務費、保険料等)等、施設整備に関する初期投資として認められる費用については施設費に含め、施設引渡し後に発生する、本事業を実施するために事業者が必要とする費用及び事業者の税引前利益(割賦手数料に計上される部分を除く。)に計上される部分はその他の費用として、分けて計上してください。
319	(資料-3)提案書類の記載要領	12	28	様式番号:A-3添付④_注意事項※10	「金額については1円未満切捨てで記入すること。」とありますが、表中に「金額(千円)」との記載がありますので、千円未満切捨ての誤りでしょうか。	1円未満を切捨て算定される金額を千円単位で記載してください。 なお、端数処理の方法については、【資料-1-3】「事業費の算定及び支払い方法」第2.3.(3)に示すとおり、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)第2条に従い、1円未満の端数を処理してください。
320	(資料-3)提案書類の記載要領	15	2	5_(2)_B施設整備に関する提出書類	B-1-1,B-1-2 は合わせてA3用紙1枚との理解でよいか？その場合様式番号の記載欄は、様式番号を併記することによいか？	ご理解のとおりです。
321	(資料-3)提案書類の記載要領	15		様式番号	B-1-1とB-1-2を合わせてA3様式1枚に記載するとの認識ですが、右上に記載する様式番号は両方を併記すればよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
322	(資料-3)提案書類の記載要領	17	2	5_(2)_B施設整備に関する提出書類	B-2-1～3 は合わせてA3用紙3枚との理解でよいか？その場合様式番号の記載欄は、様式番号を併記することによいか？	ご理解のとおりです。
323	(資料-3)提案書類の記載要領	17	31	新たな働き方に対応し、業務効率の向上や機能変更の柔軟性に資する執務空間の計画	「業務効率の向上に資するデジタル技術について記載すること」とありますが、ここでいう業務とは事業者ではなく入居官署の職員が行う業務を指しているのでしょうか？	【資料-2】「業務要求水準書」第5章.維持管理・運営 第1節 総則 1.基本方針(2)1.が該当し、これを行うのは事業者となります。
324	(資料-3)提案書類の記載要領	18	2	5_(2)_B施設整備に関する提出書類	B-2-4、B-2-5 は合わせてA3用紙3枚との理解でよいか？その場合様式番号の記載欄は、様式番号を併記することによいか？	ご理解のとおりです。
325	(資料-3)提案書類の記載要領	19	2	5_(2)_B施設整備に関する提出書類	B-3-1～3 は合わせてA3用紙2枚との理解でよいか？その場合様式番号の記載欄は、様式番号を併記することによいか？	ご理解のとおりです。
326	(資料-3)提案書類の記載要領	28	2	5_(2)_C 二維持管理・運営に関する提出書類	C-2様式はC-3と合わせてA3用紙2枚とのことですが、様式番号の記載欄は、様式番号を併記することによいか？	ご理解のとおりです。
327	(資料-3)提案書類の記載要領	29		【入居官署の維持管理コストの予測方法と削減方法】	「入居官署の維持管理コスト」とは、事業費に含まれない光熱水費でしょうか？他にもあればご教示下さい。	【資料-2】「業務要求水準書」第5章.維持管理・運営 第1節 総則 2.業務内容 (1)本施設の維持管理業務 c. 本業務に含まれていない業務、及び(2)本施設の運営業務 c. 本業務に含まれていない業務により発生する費用になります。
328	(資料-3)提案書類の記載要領	30	6	C:維持管理・運営に関する提出書類	C-3 添付①として、「警備ポスト配置計画図」、「想定シフト表」、「共用備品リスト」をA3用紙1枚に記載するという理解ですが、全ての項目をA3用紙1枚で記載すると、縮小せざるを得ないと考えます。C-3 添付①の記載枚数をA3用紙1枚から2枚に増やして頂けないでしょうか。	2枚に訂正します。
329	(資料-3)提案書類の記載要領	33	28	本様式以外の資料に関する記載事項	様式番号C-2添付③「中長期保全計画書」の記載内容は、「(資料-2)業務要求水準書」の73ページに記載の「長期修繕計画書」と同様の内容という考えでよろしいでしょうか。同様の内容ではない場合、両計画書の位置づけの違いをご教示ください。また、「中長期保全計画書」に関する記載内容の具体的な想定がありましたらご教示ください。	「中長期保全計画書」の記載内容は、【資料-2】「業務要求水準書」第5章.維持管理・運営 第1節 総則 5.業務の進め方 (3)計画書等の作成、提出等 d.修繕計画書 (a)長期修繕計画書と同様の内容とご理解ください。
330	(資料-3)提案書類の記載要領	34	7	第2.2企業名の記載	独自技術の名称や商品名の固有名詞等の記載も不可という理解でよろしいでしょうか？	独自の技術の名称や商品名の固有名詞を含む代表企業、構成員及び協力企業を類推できる記載は不可とします。
331	(資料-3)提案書類の記載要領	34	7	第2.2_(1)_d_企業名の記載	代表企業、構成員及び協力企業のいずれにもあたらない企業については名称及びロゴマーク等を記載してもよろしいでしょうか。	代表企業、構成員及び協力企業のいずれにもあたらない企業についても、企業名及び企業を類推できる記載は不可とします。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
332	(資料-3) 提案書類の記載要領	35	11	第2.5_エ 第二次審査資料の書類名	共通様式右肩に記載する「書類名」は、本資料に定めのある「経営管理に関する提出書類」、「施設整備に関する提出書類」、「維持管理に関する提出書類」、「運営に関する提出書類」でよろしいでしょうか。	第二次審査資料の共通様式に記載する書類名・様式番号は、本質問回答の別紙2「第二次審査資料の共通様式に記載する書類名・様式番号(質問回答No332に係る補足資料)」のとおりとします。
333	(資料-3) 提案書類の記載要領	35	26	第2.6_(2)_エ 事業提案に関する提出書類	「1セットずつ15の封筒に分けて提出すること。」とありますが、1セットはA3ハードファイル3冊ですので、適当な封筒がない場合は手提げ袋でもよろしいでしょうか？	1セットが梱包可能な封筒や手提げ袋等を用いてください。
334	(資料-3) 提案書類の記載要領	35	26	第2.6_(2)_エ 提出書類	第二次審査で提出する「事業提案に関する提案書類」については、正本、副本の区別が無い、という認識で相違ないか。(表紙上に表記は必要ないか)	正本、副本の区別なく、15部提出してください。
335	(資料-3) 提案書類の記載要領	35	26	第2.6_(2)_エ 封筒	封筒とは、封筒を使用する必要があるか、紙袋バッグでよろしいでしょうか。	No.333の回答をご参照ください。
336	(資料-3) 提案書類の記載要領	35	35	第2.6_(2)_カ CD-R	CD-Rに格納するデータは、様式A-3はエクセル、それ以外は全てPDFという理解でよろしいでしょうか？	【資料-3】「提案書類の記載要領」第1.5.で指定がある様式については、Microsoft Excel (Microsoft365以下に対応したバージョン)を使用して作成した指定様式をCD-Rに格納してください。それ以外の様式は、データの読み取り及びコピー、印刷が可能なPDFファイル形式(Adobe Reader XI以下に対応した形式とする。なお、作成元のファイル形式から適切にPDFファイルへ変換されたことを確認すること。)で作成してCD-Rに格納してください。
337	(資料-3) 提案書類の記載要領	35	35	第2.6_(2)_カ 提出部数	CD-Rに入れるデータは様式15-1～5、様式16 様式A～Cをすべて1枚のCD-Rに入れて、それを3枚提出するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
338	(資料-3) 提案書類の記載要領			様式15-4添付①_第3章_第1節_2事業者に関する事項	提案書類の提出時点では実施されていない項目が見受けられますが、予定としてチェックし、対応する様式はblankでも差し支えないでしょうか？ (例) 番号1:会社法に定める株式会社として設立していること。(提案時点では設立していない) 番号2～4:定款において…(提案時点では定款は未確定) 番号5:創立総会又は株主総会において、取締役及び監査役を選任していること。(提案時点では選任していない)	提出時点では実施されていない項目については、予定としてチェックをし、予定している内容が記載されている様式に対応する様式として記載してください。
339	(資料-3) 提案書類の記載要領			A-3添付②_事業収支計画	*3に「消費税等を除いた額で記入すること」とありますが、対象は損益計算書であり、資金収支計画においては消費税等を含めてよろしいでしょうか？(期末累積資金残高を正しく計算するため)	よろしいです。
340	(資料-3) 提案書類の記載要領			A-3添付②_事業収支計画	*9のなお書きに「条件付劣後ローンによる資金調達等で、(中略)「資本金」に含めて算定するものとする」とありますが、当該劣後ローンが短期のものである場合には、算定が困難ですので「資本金」に含めなくてもよろしいでしょうか？	よろしいです。
341	(資料-3) 提案書類の記載要領			様式番号B-6-16	書類名は「建設工事費等(参考)」の誤りでしょうか？	様式上段の書類名「各室面積表」を「建設工事費等(参考)」に訂正します。
342	(資料-3) 提案書類の記載要領			様式番号C-14添付①	出力サイズをご指示下さい。	【様式番号C-4添付①】の出力サイズは、A3横長としてください。
343	(資料-3) 提案書類の記載要領				登録受付記号(参加者番号)等やグループ名を記載せよとの指定がありませんが、ハードファイルや様式内にも書く必要は無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
344	(資料-4) 事業者選定基準	17	16	緊急時・災害対応初動時等における適切な体制確保	「国の災害応急対策活動や災害時優先業務等を支援する具体的な提案となっているか。」とありますが、「国の災害応急対策活動」「災害時優先業務等」は一次審査通過者に示される業務要求水準書参考資料5-10「入居官署の業務継続計画(BCP)」にて確認できるとの理解でよろしいでしょうか。確認できない場合は参照先をご教示願います。	ご理解のとおりです。
345	(資料-5) 基本協定書(案)	1	3	前文_落札者	「落札者の構成員(乙)及び協力企業(丙)」との記載から落札者に構成員と協力企業が含まれるとの理解ですが、第3条では、「乙が、本事業に関して甲が実施した一般競争入札により落札者となり、丙とともに…」や「乙が事業計画書に示された内容を甲に対して提案」と乙のみが提案して落札者であるかのような記載になっているのは何故なのでしょう。	ご理解のとおり、落札者には構成員と協力企業が含まれます。第3条では構成員と協力企業の位置付けが異なっていますが、構成員のみが落札者を構成するという意図があるものではありません。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
346	(資料-5)基本協定書(案)	1	42	第4条_二_事業者の設立及び維持等	事業者(SPC)設立時点で、事業者の資本金額は事業計画書に示された金額以上でならないといけないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
347	(資料-5)基本協定書(案)	2	7	第4条_第1項_六_事業者の設立及び維持等	「会社法第108条第2項各号に定める事項についての定めを置いてはならず」とする趣旨をご教示下さい。	本事業の重要性に鑑み、事業の安定性を確保するためです。
348	(資料-5)基本協定書(案)	3	5	第6条_第1項_株主間契約の締結等	株主間契約書を国に提出した際に、書類不備等ではなく内容が理由で否認される事態が発生し得るとした場合、想定されるケースについてご教授ください。	書類不備等による場合を除き、不合理に否認することは想定していません。
349	(資料-5)基本協定書(案)	3	5	第6条_第1項_株主間契約の締結等	事業期間中に株主間契約書を変更した場合、その旨を国に報告・提出する必要はございますでしょうか。	事業期間中に株主間契約書を変更した場合は、変更後の謄本を国に提出してください。なお、第6条第2項を訂正しますので、訂正表をご参照ください。
350	(資料-5)基本協定書(案)	3	8	第6条_第2項_株主間契約の締結等	第2項の内容が理解しづらいのですが、「当該変更前の出資者に、」と「当該変更後の出資者に、」は不要ではないでしょうか。	ご指摘のとおり訂正しますので、訂正表をご参照ください。
351	(資料-5)基本協定書(案)	5	11	第12条_事業契約の不成立	本条の対象は「甲並びに乙及び丙のいずれの責にも帰すべからざる事由」によるものとなっていますが、いずれかの責に帰すべき事由がある場合の措置は第17条に基づき協議により定めることになりませんか？	ご理解のとおりです。
352	(資料-5)基本協定書(案)	5	12	第13条_第1項_談合等不正行為があった場合の措置	「事業契約が解除されないとき」とありますが、「一部の解除もされない場合」という理解でよろしいでしょうか。事業契約書第85条及び88条に規定されている違約金では一部解除でも違約金が発生する定めとなっていますので重複して違約金を課す意図がない旨を確認させていただきたい趣旨からの質問です。	ご理解のとおりです。
353	(資料-5)基本協定書(案)	5	16	第13条_第2項_談合等不正行為があった場合の措置	第1項には「本事業に関し」とありますが、第2項の規定も本事業に関するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりであり、第13条第2項を訂正しますので訂正表をご参照ください。
354	(資料-5)基本協定書(案)	5	16	第13条_第2項_談合等不正行為があった場合の措置	「第7条第4項第四号の場合において」と前提があるにも拘らず、第13条第2項のうち第三号及び第四号のみに「第7条第4項第四号に該当する場合であって」と重複する前提があり、第一号及び第二号には重複する前提がありませんが、どのような意図があるのかご教示いただけますでしょうか。	第13条第2項第三号及び第四号を訂正しますので、訂正表をご参照ください。

## 参考資料4-8 発電回路接続機器一覧

※発電回路に接続する機器を下記に示す。

## 1. 東海農政局

室名		使用機器	電圧	消費電力	台数	コンセント
局長		業務用PC	単相100V	90W	1台	2P15A
		プリンター	単相100V	1000W	1台	2P15A
		テレビ	単相100V	135W	1台	2P15A
		TV会議システム(端末)	単相100V	120W	1台	2P15A
		TV会議システム(モニター)	単相100V	144W	1台	2P15A
次長1		業務用PC	単相100V	90W	1台	2P15A
		プリンター	単相100V	1000W	1台	2P15A
		テレビ	単相100V	135W	1台	2P15A
次長2		業務用PC	単相100V	90W	1台	2P15A
		プリンター	単相100V	1000W	1台	2P15A
		テレビ	単相100V	154W	1台	2P15A
企画調整室		業務用PC	単相100V	90W	9台	2P15A
		複合機	単相100V	2000W	1台	2P15A
		テレビ	単相100V	127W	1台	2P15A
総務管理官	総務課	業務用PC	単相100V	90W	5台	2P15A
		テレビ	単相100V	143W	1台	2P15A
	会計課	業務用PC	単相100V	90W	3台	2P15A
		複合機	単相100V	2000W	1台	2P15A
消費・安全部	消費・安全部長室	業務用PC	単相100V	90W	1台	2P15A
	消費生活課	業務用PC	単相100V	90W	1台	2P15A
		テレビ	単相100V	135W	1台	2P15A
	米穀流通・食品表示監視課	業務用PC	単相100V	90W	1台	2P15A
	農産安全管理課	業務用PC	単相100V	90W	1台	2P15A
	畜水産安全管理課	業務用PC	単相100V	90W	1台	2P15A
		複合機	単相100V	2000W	1台	2P15A
生産部	生産部長	業務用PC	単相100V	90W	1台	2P15A
	生産振興課	業務用PC	単相100V	90W	1台	2P15A
		テレビ	単相100V	135W	1台	2P15A
	園芸特産課	業務用PC	単相100V	90W	1台	2P15A
	畜産課	業務用PC	単相100V	90W	1台	2P15A
		複合機	単相100V	2000W	1台	2P15A
経営・事業支援部	経営・事業支援部長	業務用PC	単相100V	90W	1台	2P15A
	担い手育成課	業務用PC	単相100V	90W	1台	2P15A
		テレビ	単相100V	143W	1台	2P15A
	食品企業課	業務用PC	単相100V	90W	2台	2P15A
	経営支援課	業務用PC	単相100V	90W	1台	2P15A
		複合機	単相100V	2000W	1台	2P15A
農村振興部	農村振興部長	業務用PC	単相100V	90W	5台	2P15A
	設計課	業務用PC	単相100V	90W	5台	2P15A
		テレビ	単相100V	154W	1台	2P15A
	農村計画課	業務用PC	単相100V	90W	1台	2P15A
	土地改良管理課	業務用PC	単相100V	90W	1台	2P15A
	事業計画課	業務用PC	単相100V	90W	1台	2P15A
	水利整備課	業務用PC	単相100V	90W	3台	2P15A
	地域整備課	業務用PC	単相100V	90W	1台	2P15A
	防災課	業務用PC	単相100V	90W	4台	2P15A
		複合機	単相100V	2000W	1台	2P15A
統計部	統計部長室	業務用PC	単相100V	90W	1台	2P15A
	調整課	業務用PC	単相100V	90W	1台	2P15A
		テレビ	単相100V	105W	1台	2P15A
	統計企画課	業務用PC	単相100V	90W	1台	2P15A
	生産流通消費統計課	業務用PC	単相100V	90W	3台	2P15A
	統計調査チーム	業務用PC	単相100V	90W	2台	2P15A
複合機		単相100V	2000W	1台	2P15A	
防災対策室 兼会議室		業務用PC	単相100V	90W	19台	2P15A
		TV会議システム(端末)	単相100V	120W	1台	2P15A
		TV会議システム(モニター)	単相100V	150W	1台	2P15A
		複合機	単相100V	2000W	1台	2P15A接地極付
		テレビ	単相100V	154W	1台	2P15A

## 第二次審査資料の共通様式に記載する書類名・様式番号(第2回質問回答No332に係る補足資料)

- ・第二次審査資料の共通様式に記載する書類名及び様式番号は以下のとおり記入すること。指定様式については既に指定している様式で作成すること。
- ・なお、共通様式に記載する様式番号は、該当する全ての様式番号をカンマ等で区切って欄内に記入してください。

項目	書類名	様式番号	
A:経営管理に関する提出書類	事業者の実施体制	A-1	
	事業のマネジメント方策①	A-2-1	
	事業のマネジメント方策②	A-2-2	
	事業者の収支・財務等		A-3-1
			A-3-2
B:施設整備に関する提出書類	良好な都市景観形成への対応	B-1-1	
		B-1-2	
	入居官署の特性を考慮した機能的かつ快適な空間の創出①	B-2-1	
		B-2-2	
		B-2-3	
	入居官署の特性を考慮した機能的かつ快適な空間の創出②	B-2-4	
		B-2-5	
	広域防災拠点としての災害応急対策活動に資する施設整備	B-3-1	
		B-3-2	
		B-3-3	
	環境保全に関する公共建築としての先導的な取組	B-4	
	建設工事における管理手法	B-5-1	
		B-5-2	
	建築計画概要、外部仕上表	B-6-2	
	外観パース	B-6-4	
	内観パース	B-6-5	
	配置図	B-6-6	
	平面図・屋根伏図	B-6-7	
	立面図	B-6-8	
	断面図	B-6-9	
	内部仕上表	B-6-10	
	緑化計画図	B-6-11	
	構造計画	B-6-12	
	電気設備計画	B-6-13	
	機械設備計画	B-6-14	
	昇降機設備交通計算書	B-6-15	
C:維持管理・運営に関する提出書類	継続的に質の高いサービスを提供するための方策	C-1	
		C-1	
	維持管理・運営業務に関する業務実施方針	C-2	
		C-3	
	良質かつ安定した福利厚生サービスの実現手法	C-4-1	
		C-4-2	
	維持管理・運営業務体制表	C-1 添付①	
	定期点検等及び保守業務計画書	C-2 添付①	
	運転・監視及び日常点検・保守業務計画書		
	執務環境測定業務計画書		
	清掃業務計画書		
	修繕業務計画書		
	レイアウト変更対応業務計画書	C-2 添付②	
	中長期保全計画書	C-2 添付③	
警備ポスト配置計画図	C-3 添付①		
想定シフト表			
共用備品リスト			